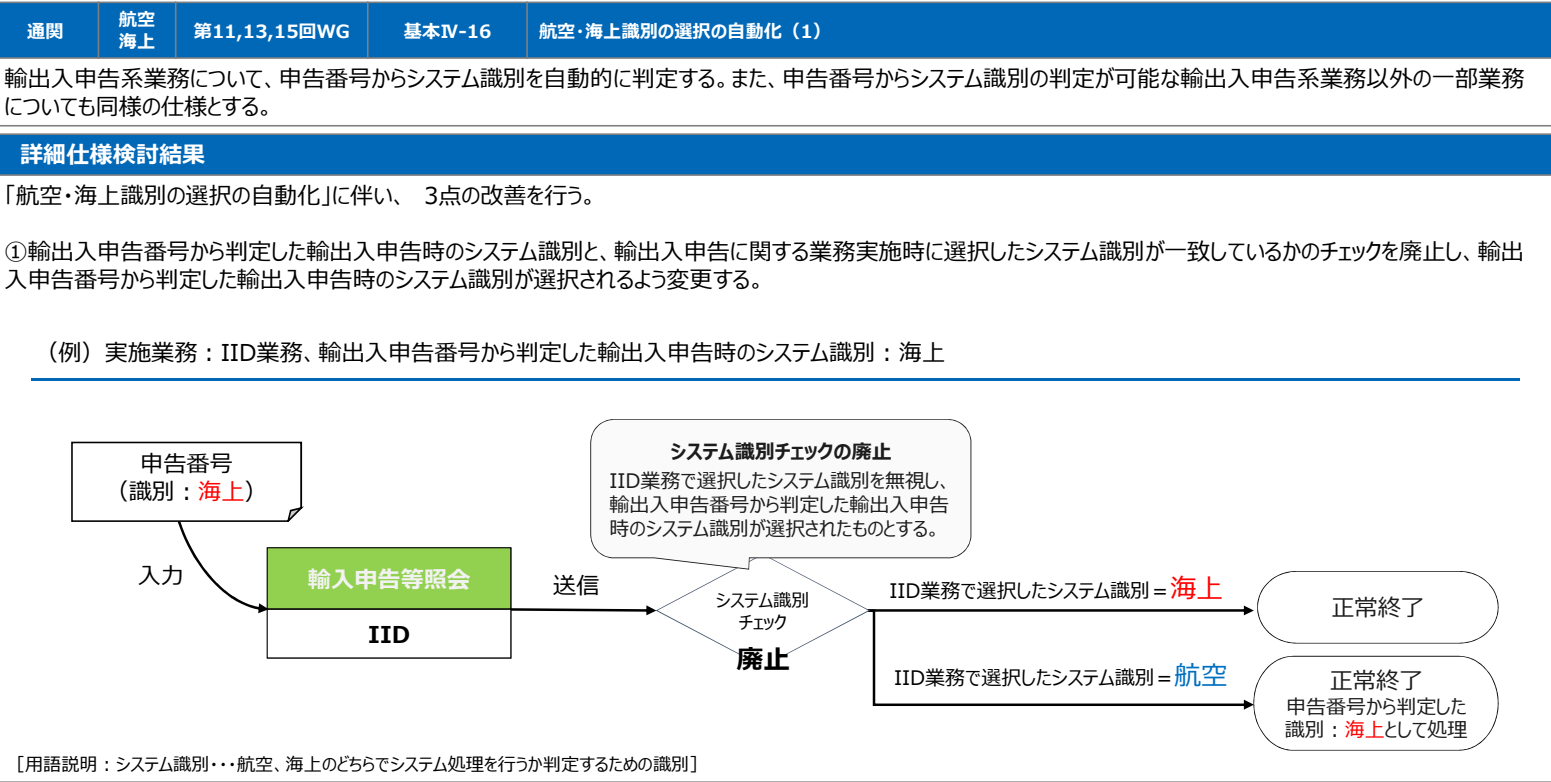


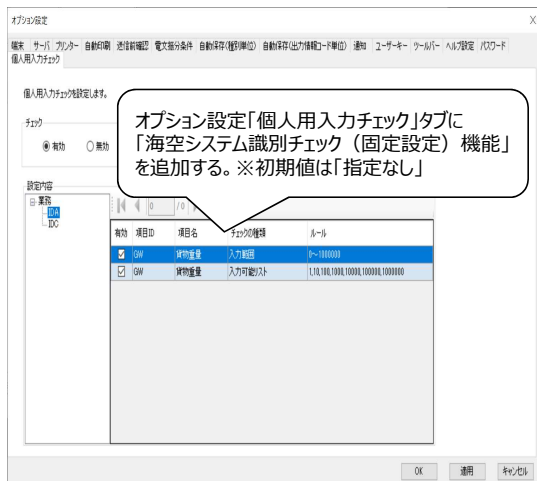
<通関編>



VIII 詳細仕様検討結果

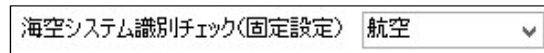
通関 航空 第11,13,15回WG 基本IV-16 航空・海上識別の選択の自動化（2）

②NACCSパッケージソフトにおいて、システム識別が航空・海上共通の業務を実施する際に、入力時のシステム識別を利用者ごとにオプション設定で「航空」のみ、または「海上」のみを選択可能とする機能を追加する。

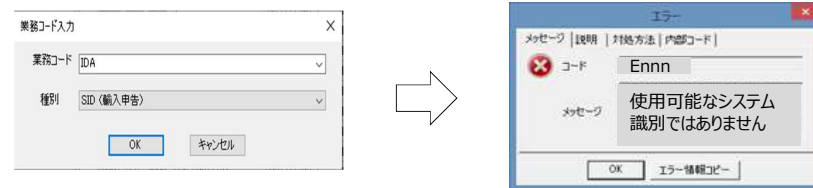


例：「海空システム識別チェック（固定設定）：航空」を設定し、IDA.SID業務（識別：海上）を展開する場合

①オプション設定で「海空システム識別チェック（固定設定）：航空」を設定



②業務コード・種別を選択し、画面展開しようとする、エラーメッセージが表示され、画面展開されない。

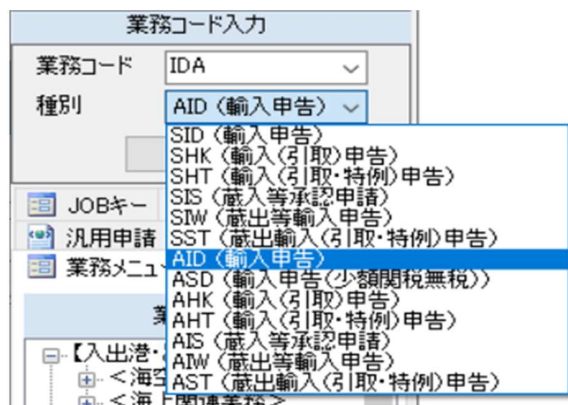


VIII 詳細仕様検討結果

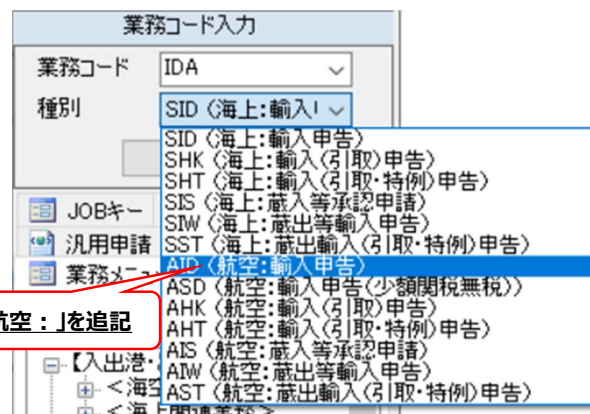
通関 航空 第11,13,15回WG 基本IV-16 航空・海上識別の選択の自動化（3）

③「種別（画面コード）」にて、システム識別の「航空」または「海上」を選択する業務において、画面コードが「航空」か「海上」かが分かりやすいように画面名の先頭に、日本語表記（「航空：」または「海上：」）を追加する。

現行パッケージソフト



次期パッケージソフト



VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回WG	基本 IV-4	「申告添付訂正(MSY01)」等の通信文のみの修正可能化
----	----------	--------	---------	------------------------------

「申告添付訂正 (MSY01)」業務において、「通信欄」のみの変更を可能とする。

詳細仕様検討結果

【**現行仕様**】
MSY01業務において、「通信欄」のみを変更し送信した場合、下図のエラーが出力され、変更が不可となっている。

エラー
「R0009」：添付ファイルの追加、削除、または提出区分の訂正のいずれも行われていない。

「通信欄」の変更を行う場合は、添付資料の追加等が必要となり、手間が発生している。
(添付ファイルの追加、削除等をしないとエラーとなる)

【**次期仕様**】
MSY01業務において、「通信欄」のみを変更した場合でも送信を可能とする。
(添付ファイルの追加、削除等がなくても「通信欄」のみの変更が可能となる。)

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第10,14,17,19回WG	基本IV-16	納付書等出力先の改善
----	----------	-----------------	---------	------------

航空申告分の納付書情報の出力先として、代表通関業者を設定可能とする。

詳細仕様検討結果

- 以下の帳票について、航空申告分の出力先として、代表通関業者を設定可能とする。また、代表通関業者への出力可否を、「海上」と「航空」で分けることを可能とする。
対象帳票：納付番号通知情報（※即時納付（特例申告の即納は除く）以外のもの）、納付番号通知情報（一括）、一括納付書情報、一括納付書明細書情報、一括納付用明細データ、一括納付用明細総括データ
- 管理資料のファイル名を変更し、輸入者単位で納税方式順に納付書が出力されるようにする。
- 一括納付書情報等の出力先を輸入申告番号毎に「申告者」、「代表通関業者」、「輸出入者」の種別で簡易に把握できる新規管理資料を追加。

		パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5	パターン6	パターン7	パターン8
条件1	担保提供者	通関業者 (利用者コード)	輸出入者 (輸出入者コード)						
条件2	納付書関連 出力表示	↓	申告者に出力	輸出入者に出力	代表通関業者に出力 (海上のみ)		代表通関業者に出力 (航空のみ)		代表通関業者に出力 (海上・航空)
条件3	海上・航空	↓	↓	↓	海上	航空	海上	航空	↓
条件4	代表通関業者 コード	↓	↓	↓	代表通関業者 利用者コード	↓	↓	代表通関業者 利用者コード	代表通関業者 利用者コード
出力先		申告者	申告者	輸出入者	代表通関業者	申告者	申告者	代表通関業者	代表通関業者

海上のみ代表通関業者へ出力される。

航空のみ代表通関業者へ出力される。

海上、航空ともに同一の代表通関業者へ出力される。

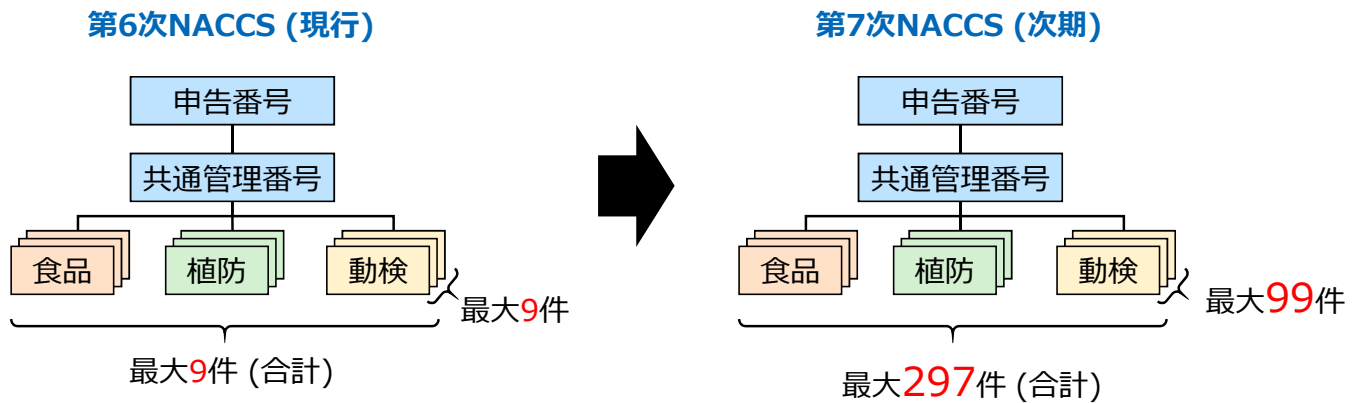
VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第12,16回WG	基本IV-16	共通管理番号の番号紐づけ数拡大(1)
----	----------	-----------	---------	--------------------

- ① 共通管理番号に紐づけ可能な他法令届出・申請件数を最大297件に拡大する。
- ② IXX業務の照会結果にてリンク済み申請数を出力する項目を追加する。
- ③ IDB業務にて「共通管理番号」にて呼出した場合、リンク済み件数を出力する。

詳細仕様検討結果

共通管理番号に紐づけ可能な他法令届出・申請件数を最大297件（食品衛生、植物防疫、動物検疫それぞれ9件→99件）に拡大する。



VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第12,16回WG	基本IV-16	共通管理番号の番号紐づけ数拡大(2)
----	----------	-----------	---------	--------------------

- ② IXX業務の照会結果（SAD716/AAD716）について、リンク済み各申請数等を簡易に把握できるように以下の変更を行う。
 - ・リンク済みの食品等輸入届出数・輸入植物検査申請数・畜産物輸入検査申請（輸入動物検査申請を含む。）数を出力する項目を追加する。（ラベル名を「関係省庁リンク済み数」として出力する）
 - ・「関係省庁リンク数」のラベル名を「関係省庁リンク可能数（IDA入力）」に変更する。
 - ・他法令届出・申請情報の出力順を①「F」、「P」、「A」の順、②届出・申請番号の昇順に変更する。

関係省庁申請・申請状況照会情報

ファイル(F) 表示(V)

共通管理番号

申告番号

B/L (AWB)

申告年年月日 / / 予備申告日 / /

B/P 審査終了日 / / B/P 承認日 / /

審査終了日 / / 許可・承認日 / /

関係省庁リンク可能数 (IDA入力) 食品 ☐ 植防 ☐ 動検 ☐

関係省庁リンク済み数 食品 ☐ 植防 ☐ 動検 ☐

・ラベル名を「関係省庁リンク可能数（IDA入力）」に変更（上段）

・「関係省庁リンク済み数」の各省庁分項目を追加（下段）

1 / 15

手続種別	届出・申請番号	届出・申請年月日	審査終了日	手続状況
☐		/ /	/ /	☐
☐		/ /	/ /	☐
☐		/ /	/ /	☐

・「F」、「P」、「A」の順、届出・申請番号の昇順で出力するように変更

・最大297件出力するように変更

VIII 詳細仕様検討結果

通関 航空 第12,16回WG 基本IV-16 共通管理番号の番号紐づけ数拡大(3)

③IDB業務にて、「共通管理番号」欄を入力し呼び出した場合、リンク済みの件数を「食品衛生証明識別」欄、「植物防疫証明識別」欄及び「動物検疫証明識別」欄に出力するように変更する。

IDB業務 入力画面

申告等番号	
申告等種別	
B/L番号/AWB番号	
一括申告等識別	
電子インボイス受付番号	
共通管理番号	
輸入指示書番号	

共通管理番号を入力して送信し、
IDA業務を呼出し



IDA業務 入力画面 (抜粋)

輸入承認証	☐	内容点検結果	☐	調査用符号	
共通管理番号		食品	99	植防	99
	2			動検	99
					3

リンク済みの件数を出力

- ・食品等輸入届出数
- ・輸入植物検査申請数
- ・畜産物輸入検査申請
(輸入動物検査申請を含む。)数

VIII 詳細仕様検討結果

通関 航空 第12回WG 基本IV-16 共通管理番号の自動補完

輸入申告および他法令届出・申請の事項登録時に、共通管理番号でのリンクを選択し、「共通管理番号」欄がblankの際、「輸入者コード」と「B/L番号/AWB番号」が同一の共通管理番号が既にシステムに登録されている場合は、共通管理番号を自動補完しリンクする。

詳細仕様検討結果

IDA業務 入力画面

共通部 繰返部		申告番号
大額/少額*	☐	申告等種別*
申告先種別	☐	貨物識別
識別符号		申告等予定年月日
あて先官署	☐	あて先部門
輸入者	1234567890123-0000	
住所		
中略		
B/L番号1*	BLN000001	2
3		4
5		
貨物個数		貨物重量(グロス)
貨物の記号等		
積載船(機)		入
船(取)卸港		貿易形態
戻税申告	☐	貿易管理令
他法令	FD	☐
輸入承認証等1		2
4		5
6		

食品等輸入届出
事項登録

IFA

共通管理番号：
K000000011

共通管理番号のコピー-&ペーストや
他担当者への伝達が不要となる

「共通管理番号」の入力が無い場合、「輸入者コード」と「B/L番号/AWB番号」が同一の共通管理番号を自動補完し、リンクする。

共通管理番号：K000000011を自動補完

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第10回WG	基本IV-4	輸出入申告等一覧照会業務における全官署照会の可能化
輸入申告等一覧照会(IDI)業務、輸出申告等一覧照会(IES)業務、及び別送品輸出申告等一覧照会(IUE)業務において、「税関官署コード」欄に「AL」が入力された場合は、あて先官署単位に全官署のデータを出力する。「通関士コード」、「輸出入者コード」欄を項目追加し、入力したコードで絞り込んだ照会を可能とする。				

詳細仕様検討結果

IES業務入力画面

照会種別※ 照会対象年月日 通関業者 **通関士**

申告官署 申告先部門 蔵置官署 蔵置部門

輸出者コード

「通関士コード」欄を追加し絞り込んだ照会を可能とする

申告官署に「AL」を入力する事で、全官署を対象とした照会を可能とする

「輸出者コード」欄を追加し絞り込んだ照会を可能とする

入力された申告官署を出力
(「AL」が入力された場合「AL」を出力)

繰返し部に出力中の申告官署を出力
(非活性：入力不可項目)

IES業務照会結果画面 ※照会結果画面はグリッド化対応予定

照会種別 照会対象年月日 通関業者 通関士

申告官署 申告先部門 輸出者コード

申告官署(出力中)

申告番号 輸出管理番号 代表統番 社内番号

通関士 要搭 通関 輸出者

出力項目を活性化し
繰返しの照会を可能とする

次の官署分の情報がある場合は、
継続データがある旨のワーニングを出力

W0001 続きデータが存在する。 続きデータを照会する場合、再度送信する。 0000

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回WG	基本IV-4	「当初輸入申告情報呼出し(修正申告)(DLI02)」業務における当初申告情報の呼出し可能権限の拡大
DLI02業務に「当初申告利用者コード」および「当初B/L番号/AWB番号」を項目追加し、DLI02業務実施者と当初申告者が異なる場合は、追加項目を必須とし呼出し処理を可能とする。				

詳細仕様検討結果

DLI02業務 入力画面

処理区分コード※

受理番号

処理ステータス W:未処理 R:処理中 H:保留中

削除フラグ

当初申告

申告等番号

許可等年月日

申告者

B/L番号/AWB番号

当初申告に係る情報を入力する項目について、レイアウトをまとめて、パッケージソフトのラベル名を修正
「当初申告利用者コード」欄に入力が無ければ、6次NACCSと同様にDLI02業務の送信者で申告者チェックを実施する。

以下の新規入力項目を追加する。
・「当初申告利用者コード」欄
・「当初B/L番号/AWB番号」欄

①新規入力項目「当初申告利用者コード」欄に入力された利用者コードで申告者チェックを行う。

②新規入力項目「当初B/L番号/AWB番号」欄に入力された番号が当初申告の内容と一致しているかのチェックを行う。

※自社通関の場合でも輸入許可通知書へ利用者コードを出力するよう変更し、当初申告した利用者コードを入力する仕様とする。

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回WG	基本IV-4	「当初輸入申告情報呼出し(DLIxx)」業務の利用可能時間の拡大
----	----------	--------	--------	----------------------------------

当初輸入申告情報呼出し業務の呼出し処理可能時間を原則24時間可能とする。
ただし、一部の時間帯については呼出し処理起動までの時間制限を設けることとする。

詳細仕様検討結果

通常10分以内に呼出し処理が実施されるが、下記の制限時間帯にDLIxx業務を実施した場合は、10分以上待ってから呼出し処理が実施される。
なお、制限時間帯は第6次NACCSの実績を参考として記載しており、第7次NACCSの運用により変更の可能性がある。

大項目	制限時間帯	制限時間後の処理起動時刻
通常時	①毎日19:50~20:00 ②毎日23:50~00:00	①20:10 ②00:10
保守前日	①保守日前日 21:50~22:20 ②保守日前日 22:50~23:20	①22:30 ②23:30
保守日	奇数月第3日曜 02:20~02:30 (02:30~05:00までは保守時間帯のためDLI業務自体送信不可)	05:00

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第10回WG	基本IV-4	「関税割当証明書裏落数量仮登録(TQC)」業務の裏落とし回数上限の引き上げ
----	----------	--------	--------	---------------------------------------

TQC業務での裏落内容の件数を最大300件から999件に拡大し、欄部を300欄から999欄に変更する。
関税割当証明書内容照会(ITQ)業務も合わせて出力件数の変更を行う。

詳細仕様検討結果

変更イメージは以下の通り。 TQB業務呼出し後の関税割当裏落内容登録情報(CAD015) : TQC業務入力画面
300欄 (最大ページ数30)

証明書内容 裏落内容

申告等番号 (仮登録) 通関数量 (仮登録)

1 / 30

処理区分 申告等番号 通関数量 状態 官署 輸入許可年月日



欄数を300→999に変更 (最大ページ数100)

証明書内容 裏落内容

申告等番号 (仮登録) 通関数量 (仮登録)

1 / 100

処理区分 申告等番号 通関数量 状態 官署 輸入許可年月日

NACCS
Nissan Automated CarriA And Port Consolidated System

The flowchart illustrates the process from Import Confirmation to Information Update. It starts with '蔵入承認' (Import Confirmation) which includes '輸入申告' (Import Declaration) and 'IDC'. This leads to '輸入申告事項登録' (Import Declaration Item Registration) and 'IDA'. From 'IDA', the process moves to '移入承認' (Transfer Confirmation) which includes '輸入申告' (Import Declaration) and 'IDC'. This then leads to '搬出確認登録 (保税運送貨物)' (Export Confirmation Registration (Tax-exempt Transport Goods)) and 'BOA'. From 'BOA', the process moves to '蔵入・移入・総保入・展示貨物到着確認' (Import, Transfer, Total Insurance, Exhibition Goods Arrival Confirmation) and 'CAS'. Finally, it leads to '搬入確認登録 (保税運送貨物)' (Import Confirmation Registration (Tax-exempt Transport Goods)) and 'BIA'. A dashed box encloses the '移入承認' and '搬入確認登録' steps, with a red circle highlighting the '搬入確認登録' step. A red circle also highlights the '搬入確認登録' step in the final stage. A red circle highlights the '搬入確認登録' step in the final stage.

蔵入承認

輸入申告
IDC

輸入申告事項登録
IDA

■ IDA入力内容
申告等種別 : M(移入承認申請)
※ A(総保入承認申請)も同様
B / L 番号 : NACS100
蔵置場所 : 1ABCD(貨物管理有)
最初蔵入等承認年月日 : 2021/12/10
蔵入等先保税地域コード : 1AMMM(保税工場)

※貨物管理有蔵置場の場合、
貨物情報は削除対象と
ならない

移入承認

輸入申告
IDC

貨物情報を更新

搬出確認登録
(保税運送貨物)
BOA

蔵入・移入・総保入・
展示貨物到着確認
CAS

※貨物情報が後日削除
(日祝除く2日保存)

搬入確認登録
(保税運送貨物)
BIA

【用語説明：貨物管理有蔵置場・・・蔵入承認済貨物(海上貨物に限る)を削除せず、NACCSによる蔵入承認済貨物の管理を可能とする保税蔵置場。システム設定で変更が可能】

NACCS
Nissan Automated CarriA And Port Consolidated System

関税更正通知書（内国消費税等更正通知書兼用）		1 / 2
通知年月日 yyyy/MM/dd		通知番号 XXXXXXXXX1E
納税者住所	XXXXXXXXXX1XXX-XXXX XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE	
電話	XXXXXXXXX1E	
税関事務管理人	XXXXXXXXXX1XXX-XXXX XXXX-XX-XXXX	
輸入取引者	XXXXXXXXXX1XXX-XXXX XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE	
代理人	XXXXE	
納税者(入力)	輸入取引者(入力)	通關士コード XXXXE
[税関通知欄] 下記の貨物に対する税額を JJJJJJJJJJJJJJJJJJJJ2JJJJJJJJJE		
この通知書により還付（減少）する金額の合計		

➡

関税更正通知書（内国消費税等更正通知書兼用）		1 / 2
通知年月日 yyyy/MM/dd		通知番号 XXXXXXXXX1E
納税者住所	XXXXXXXXXX1XXX-XXXX XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE	
電話	XXXXXXXXX1E	
税関事務管理人	XXXXXXXXXX1XXX-XXXX XXXX-XX-XXXX	
輸入取引者	XXXXXXXXXX1XXX-XXXX XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE	
代理人	XXXXE	
社内整理用番号 XXXXXXXXX1XXXXXXXXXE	納税者(入力) XXXXXXXX-X1XE	輸入取引者(入力) XXXXXXXX-X1XE
[税関通知欄] 下記の貨物に対する税額を JJJJJJJJJJJJJJJJJJJJ2JJJJJJJJJE		
この通知書により還付（減少）する金額の合計		

「納税者(入力)」と「輸入取引者(入力)」の出力欄を右に移動

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第12回WG	基本IV-4	「輸出申告事項登録(EDA)」業務等の「インボイス番号」項目の仕様変更
EDA業務等の「インボイス番号」項目にアンダーバーの入力を可能にする。				

詳細仕様検討結果

以下の業務を対象に「インボイス番号」項目にアンダーバーの入力を可能にする。
上記に伴い、当該業務の出力画面・出力帳票および当該業務の後続業務の出力画面・出力帳票にてアンダーバーの出力を可能にする。

業務コード	業務名
EDA	輸出申告事項登録
EDA01	輸出申告変更事項登録
EAA	輸出許可内容変更申請事項登録
IIR	輸入指示書登録
IDA	輸入申告事項登録
IDA01	輸入申告変更事項登録
IVA	インボイス・パッキングリスト情報登録
IVB	インボイス・パッキングリスト仕分情報登録
IVB02	インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録
ACL01/ACL02	ACL情報登録
SIR	S/I情報登録

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第7,10回WG	基本IV-17	管理資料「H01 輸出申告一覧データ」等の改善 (1)
管理資料「H01 輸出申告一覧データ」の出力項目・出力対象を追加、出力形式を一部変更する。				

詳細仕様検討結果

- ①以下の項目を出力項目として追加する
- 通関士
 - ※ 管理資料「輸入申告一覧データ (I51)」についても同様の追加を実施する
- ②以下の申告・申請を出力対象として追加する
- 輸出取止め再輸入申告、特例輸出貨物の輸出許可取消申請
 - ※ 以下の管理資料についても同様の追加を実施する
 - H02「輸出貨物許可承認等実績データ」
 - H03「輸出通関取扱件数データ (日報)」
 - H04「輸出通関取扱件数データ (月報)」

1 : 輸出取止め再輸入申告
2 : 特例輸出貨物の
輸出許可取消申請

許可日	申告日	申告番号	...	輸出取止め再輸入申告・ 特例輸出貨物の輸出許可取消表示	...	通関士
20211124	20211124	XXXXXXXXXX0	...		...	#####
20211125	20211125	XXXXXXXXXX1	...	1	...	#####
20211125	20211125	YYYYYYYYYY0	...		...	#####
20211125	20211125	YYYYYYYYYY1	...	2	...	#####

H01 輸出申告一覧データの出力イメージ

VIII 詳細仕様検討結果

通関 航空 第7,10回WG 基本IV-17 管理資料「H01 輸出申告一覧データ」等の改善（2）

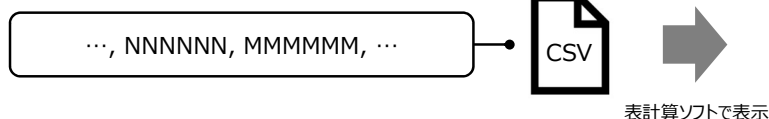
③「インボイス番号」を文字列として出力する

現行

インボイス番号に「,」が含まれる場合に、表計算ソフト上でセルが分割されてしまう。

インボイス番号等			NNNNNN, MMMMM		FOB 価格
インボイス価格等*					

管理資料出力



NNNNNN	MMMMM

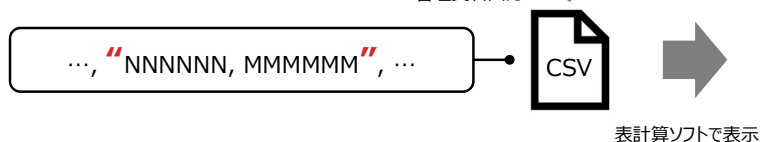
セルが分割されてしまう

次期

インボイス番号を文字列として出力する。（インボイス番号をダブルクォーテーションで囲む）

インボイス番号等			NNNNNN, MMMMM		FOB 価格
インボイス価格等*					

管理資料出力



NNNNNN, MMMMM

同一のセルに出力される

VIII 詳細仕様検討結果

通関 航空 第7回WG 基本IV-4 基本IV-17 管理資料の追加（見本持出申請の一覧）

管理資料として新たに「見本持出許可申請一覧データ」を追加し、前月中の見本持出許可および見本持出許可取消に関するデータを収集し、一覧形式で提供する。

詳細仕様検討結果

【提供概要】

- (1) 周期 : 月次（毎月1日）
- (2) 出力先 : 見本持出許可申請（MHA、MMA）業務の申請者
（航空会社、通関業、機用品業、混載業、保税蔵置場、CY、NVOCC、海貨業、汎用申請者）
- (3) 出力単位 : 利用者コード単位

出力イメージ図

(出力共通項目)										
99999900X										
見本持出許可申請一覧データ										
海空識別	申請官署	見本持出許可申請番号	申請年月日	許可年月日	取消年月日	貨物区分	貨物管理番号／AWB番号	蔵置場所	搬入年月日	持出期間開始年月日
X	XX	XXXXXXXXXX1X	99999999	99999999	99999999	X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXX	XXXXX	99999999	99999999
X	XX	XXXXXXXXXX1X	99999999	99999999	99999999	X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXX	XXXXX	99999999	99999999
X	XX	XXXXXXXXXX1X	99999999	99999999	99999999	X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXX	XXXXX	99999999	99999999
※明細数分繰り返す										
X	XX	XXXXXXXXXX1X	99999999	99999999	99999999	X	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXX	XXXXX	99999999	99999999

... 他項目

VIII 詳細仕様検討結果

通関 航空 第13回WG 基本IV-4 包括保険業務の改善

「包括保険仮事項登録（HHA/HHA0W）」業務の「パスワード」「保険識別」「適用開始年月日」について改善を行う。

詳細仕様検討結果

	現行仕様	次期仕様	改善点
入力可能なパスワード	大文字英数字 / 4桁	大文字英数字 / 4桁～12桁	設定可能な桁数の上限を上げることによりセキュリティ機能を強化する。
Cost and Freightの表記	C&F	C&F(CFR)	改正後の表記を追記する。 なお、後続の輸入申告ではC&Fの表記が使用されるためC&Fの表記は残存とする。
料率変更時のワーニング出力	「適用開始年月日」の入力がない場合に、ワーニングの出力がない。	「適用開始年月日」の入力がない場合に、ワーニングを出力する。	「料率変更」を実施する際に、適用開始年月日の入力漏れにより、誤った料率が適用されることを防止する。

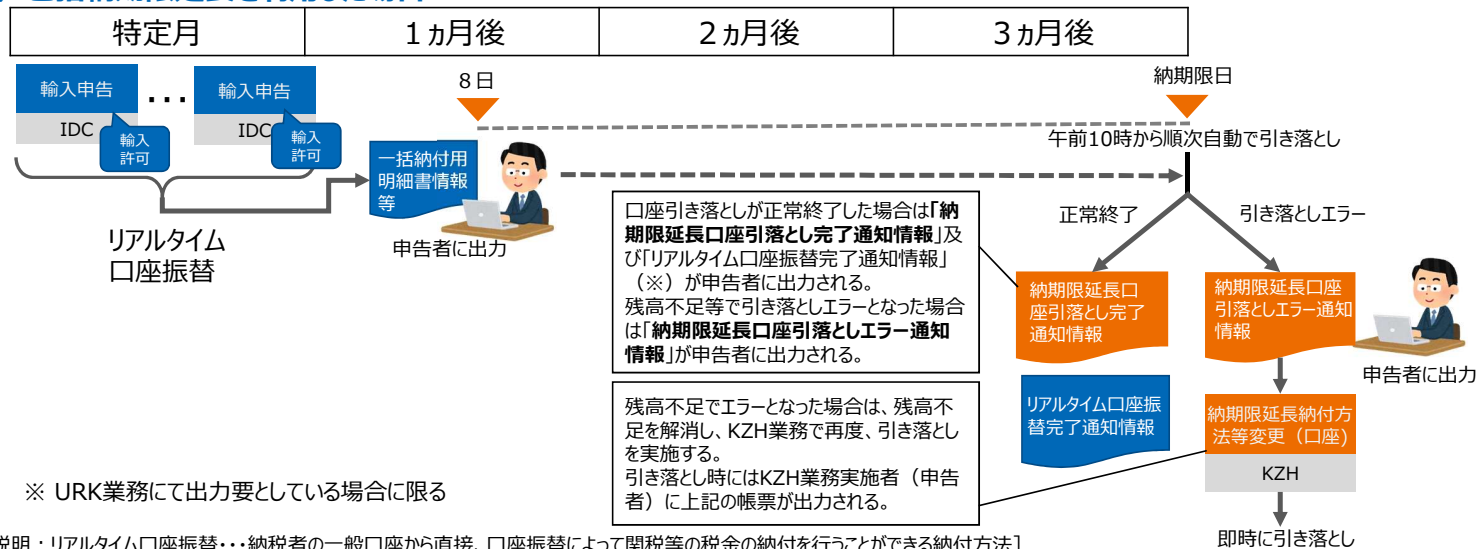
VIII 詳細仕様検討結果

通関 航空 第16,19,24回WG 基本IV-14 基本IV-18 納期限延長に係るリアルタイム口座対応（1）

関税等の納期限延長制度(個別納期限延長、包括納期限延長、特例納期限延長)を利用した申告について、リアルタイム口座振替による納付を可能とする。

詳細仕様検討結果

（例）包括納期限延長を利用した場合



通関 航空 第16,19,24回WG 基本IV-14 納期限延長に係るリアルタイム口座対応 (2)

口座引き落とし時に出力する新規帳票のイメージ

正常終了時

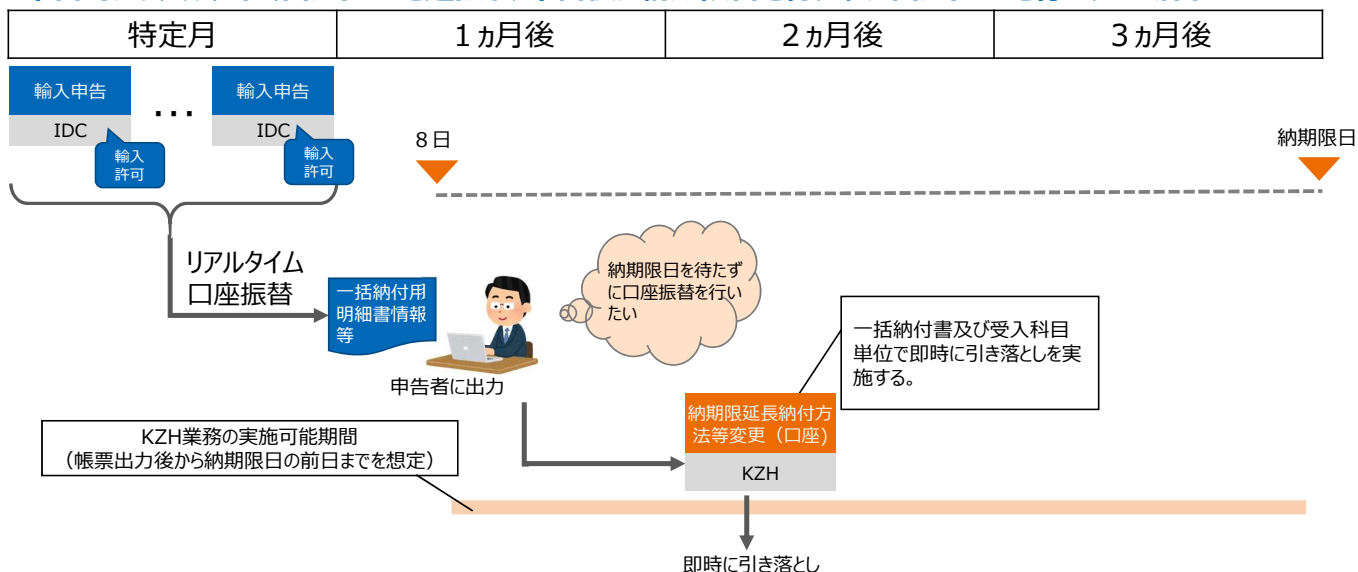
納期限延長口座引落とし完了通知情報	
一括納付書番号 または申告番号	XXX XXXX XX1E
受入科目コード	X
申告先税関官署	XE
口座番号	XXXXXXXXXX1XXE
輸入者コード	XXXXXXXXXX1XXXXXXE
輸入者名	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5 XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE
申告者コード	XXXXE
申告者名	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXXE
引落とし金額	¥12,345,678,901
(本税額 ¥12,345,678,901 延滞税額 ¥12,345,678,901)	
引落とし日	yyyy/MM/dd
納期限日	yyyy/MM/dd

引き落としエラー時

納期限延長口座引落としエラー通知情報	
一括納付書番号 または申告番号	XXX XXXX XX1E
(「受入科目コード」～「申告者名」までの項目は正常終了時と同じ)	
引落とし金額	¥12,345,678,901
(本税額 ¥12,345,678,901 延滞税額 ¥12,345,678,901)	
※延滞税額は下記引落としエラー日時点での算出額です。	
引落としエラー日	yyyy/MM/dd
納期限日	yyyy/MM/dd
処理結果識別	XE
「処理結果識別」出力コードは以下のとおり。 NF: 該当口座番号がシステムに存在しないため引落とし出来ない ST: 残高不足で引落とし出来ない 入金額は入金後ただちに反映されます。金額反映後の引落としには 「納期限延長納付方法等変更(口座)」業務の実施が必要です。 A△: サービス時間外 B△: 当該収納機関利用不可 C△: 当該口座利用不可 D△: 引落とし済み E△: 要求電文受付不可(受付制限中) F△: 金融機関へ問い合わせ G△: 金額桁数オーバー H△: 要求電文エラー I△: システムエラー J△: 内部電文不正の為、金融機関へのデータ送信不可 K△: 金融機関向け電文抑止中の為、データ送信不可 L△: 金融機関向け電文送信失敗(NOD3) M△: NACCSサーバが送信不可状態 N△: 上記、J△、K△、L△、M△以外の内部システムエラー ※各コードの詳細については、NACCSセンターへお問い合わせください。	

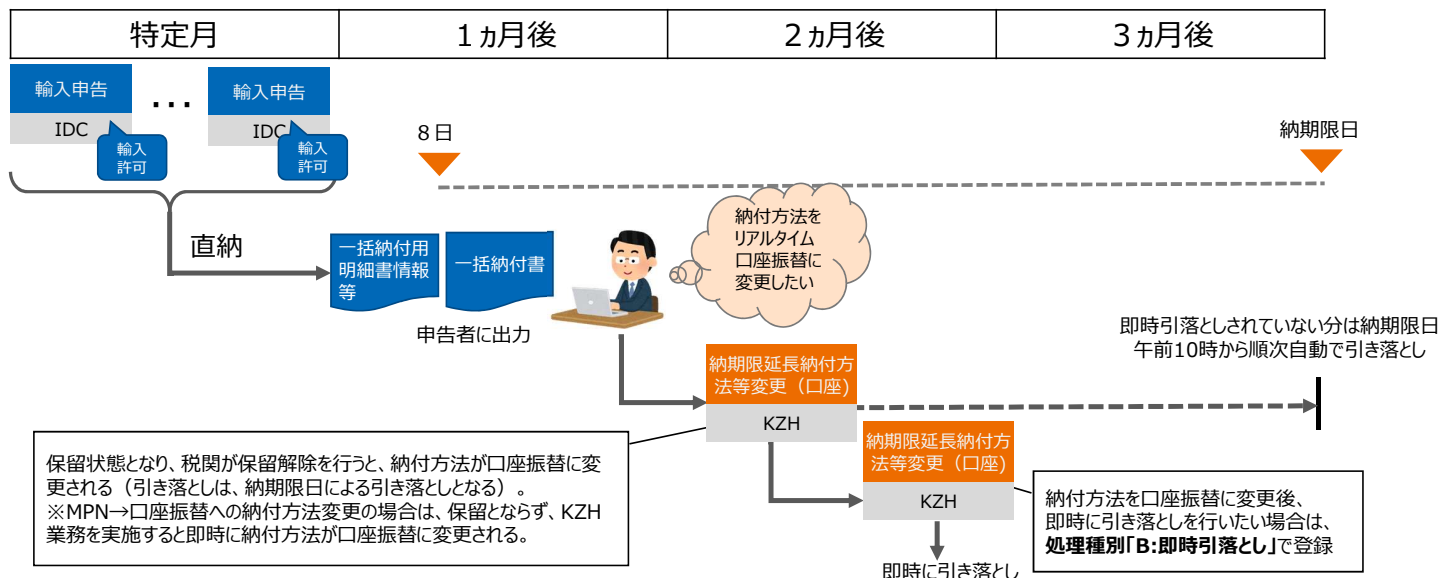
通関 航空 第16,19,24回WG 基本IV-14 納期限延長に係るリアルタイム口座対応 (3)

(例) 申告時にリアルタイム口座振替を選択し、申告後に納期限日を待たずに口座振替を行いたい場合



通関 航空 第16,19,24回WG 基本IV-14 基本IV-18 納期限延長に係るリアルタイム口座振替 (4)

(例) 申告時は直納を選択したものの、申告後にリアルタイム口座振替に変更したい場合



[用語説明: MPN(マルチペイメントネットワーク)・・・関税等の支払いをインターネットバンキングやATM等で納付することができるサービス]

通関 航空 第16,19,24回WG 基本IV-14 基本IV-18 納期限延長に係るリアルタイム口座振替 (5)

納期限延長納付方法等変更(口座) (KZH)業務の概要

KZH業務は、申告者のみが実施可能とする。

「処理種別」欄を設け、納期限延長に係る納付方法の変更 (直納→口座振替、又はMPN→口座振替)、

口座引き落としの実施時期の変更 (納期限日→即時)、口座引き落としをする口座番号の変更を可能とする。

直納→口座振替への納付方法の変更の場合のみ、一旦、保留状態となり、税関が保留解除を行わないと変更が実行されない仕組みとする。

KZH業務の画面イメージ

KZH 納期限延長納付方法等変更 (口座)

ファイル(F) 表示(V)

処理種別*

輸入申告番号等*

受入科目

申告先税関官署*

口座番号

必須入力

目的に応じて、以下のコードを必須入力。

A: 納付方法変更
⇒納付方法を直納又はMPNから口座振替に変更したい場合に利用する。
※引き落としの実施時期は納期限日となる。

B: 即時引落とし
⇒納期限日を待たず、即時に口座振替を実施したい場合に利用する。

C: 口座番号変更
⇒口座引き落としをする口座番号の変更のみ行いたい場合に実施する。
※ 処理種別をA又はBとした場合でも、「口座番号」欄に変更したい口座番号を入力することで、口座番号の変更を併せて行うことが可能。

個別延長の場合は申告番号を、包括延長又は特例延長の場合は一括納付書番号を必須入力。

処理種別 A 又は C の場合は必須入力。B の場合は任意入力。

通関	航空 海上	第16,19,24回WG	基本Ⅳ-14 基本Ⅳ-18	納期限延長に係るリアルタイム口座対応 (6)
----	----------	--------------	------------------	------------------------

MPN納付方法変更(MPR)業務の概要

納付方法を口座から直納又はMPNに変更し、納付を行う。直納への変更は「納付書再出力 (RNF)」業務、MPNへの変更は「MPN納付方法変更 (MPR)」業務にて行う。なお、当該業務による納付方法の変更は一括納付書等 (※) の出力日から実施可能とする。

※ 個別延長の場合は輸入許可日から実施可能とする。

MPR業務の画面イメージ

MPR M P N 納付方法変更

ファイル(F) 表示(V)

申告番号等*

受入科目

申告先税関官署

輸入申告等の申告番号又は一括納付書番号を入力

- 「申告番号等」欄に一括納付書番号を入力した場合は入力
⇒ 入力した受入科目について納付方法がMPNに変更される
- 申告番号を入力した場合は入力不可
⇒ 全科目について納付方法がMPNに変更される

申告先税関官署を入力

(注) 納付方法を直納からMPNに変更する場合は、引き続き税関への依頼が必要 (当該業務では実施不可)

通関	航空 海上	第16,19,24回WG	基本Ⅳ-14 基本Ⅳ-18	納期限延長に係るリアルタイム口座対応 (7)
----	----------	--------------	------------------	------------------------

納付方法識別コードの追加及び削除について

1 申告の中で複数の納税方式がある場合、異なった納付方法を選択できない仕様にするため、申告時に入力する以下の納付方法識別コードを使用不可とする。

コード	納付方法
C	リアルタイム口座(即納科目)/MPN(納期限延長科目)
Z (※)	リアルタイム口座(即納科目)/MPN(納期限延長科目)

(※) 特例申告等 (申告等種別コード: T、V、J、P、R) の場合のみ入力可能。該当のコードを利用した申告は一括納付対象外となる。

納期限延長の種類及び納付方法別の出力帳票等

第7次NACCSで追加する帳票等

種類	納付方法	納付を行うための帳票／管理資料			明細に関する帳票／管理資料		
		周期	名称	出力先	周期	名称	出力先
個別 納期限延長	口座	—	—	—	—	—	—
包括 納期限延長		—	—	—	月報 (8日)	一括納付用明細書情報 一括納付用明細データ 一括納付用明細総括データ	申告者のみ
特例 納期限延長		—	—	—	—	—	

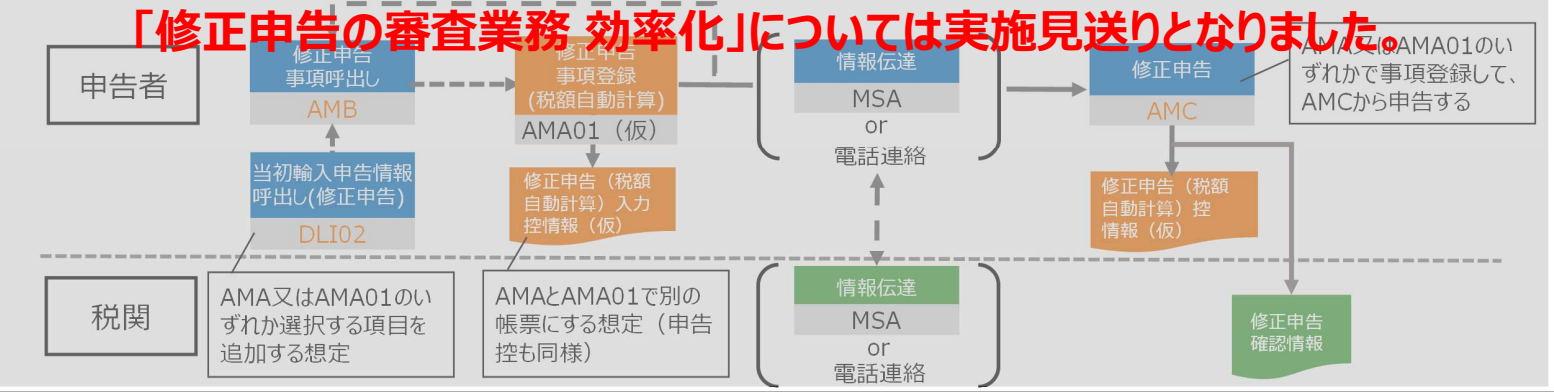
VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第19,21,23回WG	基本Ⅳ-14 基本Ⅳ-18	修正申告の審査業務 効率化
----	----------	--------------	------------------	---------------

税額計算機能を備えた新たな修正申告業務を設ける。
既存の修正申告業務(AMA等)については引き続き利用可能とし、使い分けを可能とする。

詳細仕様検討結果

- 現行の「修正申告事項登録 (AMA)」業務は引き続き利用可能としつつ、新規に「修正申告事項登録(税額自動計算) (AMA01)」業務 (仮) を追加する。
- 現行の「当初輸入申告情報呼出し(修正申告) (DLI02)」業務を利用して当初申告情報を読み出し、AMA01 (仮) で事項登録を行うことを可能とする。
また、修正申告 (AMC) 後、再度、修正申告する場合に、DLI02を利用して過去の修正申告情報を読み出し可能とする (AMA01 (仮) で事項登録した修正申告に限る。) 。
- 新規の「修正申告事項登録 (税額自動計算) (AMA01)」業務 (仮) では、1 件の当初申告毎に登録を行う仕様とする。
- AMA01 (仮) には、「輸入申告事項登録 (IDA)」業務相当の税額自動計算機能を設ける。
- AMA01 (仮) は第7次NACCS更改 (2025年10月頃) 後に行われた輸入申告等に対して利用可能とする。



VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第23回WG	基本Ⅳ-4	修正申告及び更正請求の改善 (項目追加)
----	----------	--------	-------	----------------------

「修正申告事項登録 (AMA)」業務に「修正申告予定年月日」項目の追加、「記事欄」項目を追加する。
また、AMA業務への記事欄の追加に伴い、併せて「関税等更正請求事項登録 (KKA)」業務にも記事欄の項目を追加する。

詳細仕様検討結果

■「修正申告事項登録 (AMA)」業務

項番	項目	仕様、内容
1	修正申告予定年月日	「修正申告予定年月日」を新規追加する。 - 口座振替 (リアルタイム口座) による納付を行う場合のみ、「修正申告予定年月日」を入力することで、当該年月日を基準とした延滞税額を計算し、修正申告入力控情報に出力する。 - AMC業務実施年月日と予定年月日の一致チェックを行う。
2	記事	「記事 (修正申告)」を新規追加する。 - 記事欄に入力した内容を、帳票に出力する。

「修正申告事項登録 (AMA)」業務画面

■「関税等更正請求事項登録 (KKA)」業務

項番	項目	仕様、内容
1	記事	「記事 (更正請求)」を新規追加する。 - 記事欄に入力した内容を、帳票に出力する。

「関税等更正請求事項登録 (KKA)」業務画面

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第19,24回WG	基本IV-4 基本IV-14	特例申告業務の改善 (1)
----	----------	-----------	-------------------	---------------

- ①特例申告控情報に添付書類提出の有無を表示し、特例申告時に提出すべき添付書類の有無を確認可能とする。
- ②特例申告の期限内訂正について、既存業務を利用して可能とする。
- ③一括特例申告事項登録(TKA01)業務について、輸入(引取)申告番号をシステムで補完する。

詳細仕様検討結果

- ①特例申告控情報に添付書類提出の有無を表示

変更対象となる帳票や画面

「審査検査区分識別」欄4桁目にGY判定表示を出力する。

レイアウト 枝番	名称	出力情報コード			
		航空	海上	再出力 (航空)	再出力 (海上)
+1	特例申告控	AADBAC AADBBC AADBCC	SADBAC SADBBC SADBCC	ARDBAC ARDBBC ARDBCC	SRDBAC SRDBBC SRDBCC
+1	特例申告納期限延長申請(酒税・たばこ税)控	AADCCC AADCBC	SADCCC SADCBC	ARDCCC ARDCBC	SRDCCC SRDCBC

収集変更対象となる管理資料

「輸入申告審査区分別一覧表 (I56) 」

収集対象に特例申告を追加する(特例申告期限内訂正も対象。ただし、一括特例申告は収集対象外)。
また、特例申告についてY判定処理を行い、判定結果を出力する。

[用語説明: GY判定・・・通関関係書類提出要否の判定処理 G(原紙提出) Y(MSX業務で電子ファイル提出)]

(特例申告控の帳票イメージ)

<AIR/IMP>
S*****「帳票タイトル」(特例申告控-A)
代表税番 申告種別 区分 あて先税関/部門 申告年月日 特例あて先税関/部
XXXE X XXE XXXE XXXXXXXXE XE yyyy/MM/dd XXXXXXXXE XE
輸 入 者 XXXXXXXX1XXX-XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXX
住 所 XXXXXXXE
税関事務管理人 XXXXXXXX1E XXXXXXXX1XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXX
輸 入 取 引 者 XXXXXXXX1XXX XXXXXXXX1XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXX
仕 出 住 所 XXXXXXXX-X1XE XXXXXXXX1XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXX
輸 出 の 委 託 者 XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXX
代 理 人 XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXX 通関

GY判定表示(「審査検査区分識別」欄の4桁目)
※1から3桁目はスペース

※出力項目表の桁数に変更無し(4桁のまま)

VIII 詳細仕様検討結果

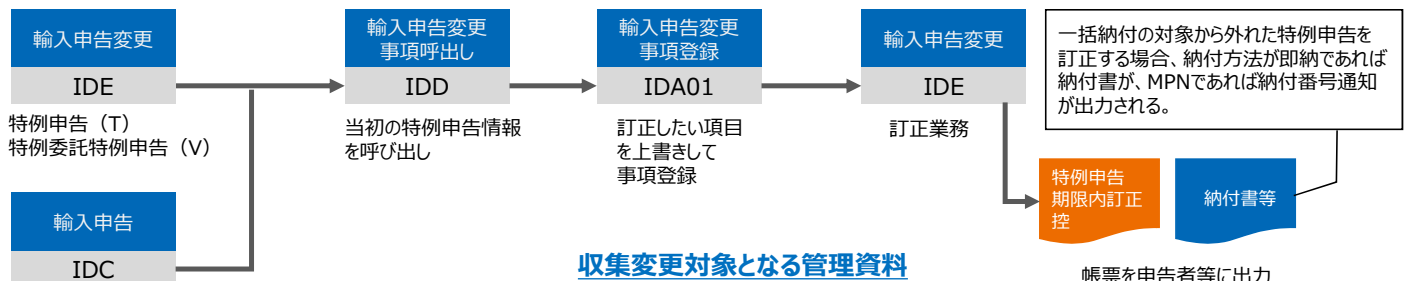
通関	航空 海上	第19,24回WG	基本IV-4 基本IV-14	特例申告業務の改善 (2)
----	----------	-----------	-------------------	---------------

- ②特例申告の期限内訂正

システムで期限内訂正業務を行える期間

- 一括納付の対象となる申告(即納)を訂正する場合は、一括納付書等の出力日の前日(特定日:20日※)まで実施可能とする。
一方、一括納付の対象から外れた申告(即納)を訂正する場合は、納税を行わない限り、特例申告期限日まで実施可能とする。
- 特例申告納期限延長を利用する申告を訂正する場合は、特例申告期限日まで実施可能とする。

※UTK業務で出力日を変更している場合は7日



収集変更対象となる管理資料

輸入(引取・特例)申告等(J)
特例委託輸入(引取・特例)申告(P)
蔵出輸入(引取・特例)申告(R)

「輸入貨物許可承認等実績データ (I52) 」
「輸入貨物取扱実績データ (I54) 」
「輸入申告審査区分別一覧表 (I56) 」
「包括保険使用実績データ (I57) 」

帳票を申告者等へ出力

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第19,24回WG	基本IV-4 基本IV-14	特例申告業務の改善 (3)
----	----------	-----------	-------------------	---------------

新規追加となる帳票や画面

帳票

名称	出力情報コード			
	航空	海上	再出力 (航空)	再出力 (海上)
特例申告 期限内訂正 控	AADFAC20 AADFBC20 AADFCC20	SADFAC20 SADFBC20 SADFCC20	ARDFAC20 ARDFBC20 ARDFCC20	SRDFAC20 SRDFBC20 SRDFCC20

特例申告期限内訂正控の帳票イメージ

帳票イメージ (特例申告控-A) ※

※1 特例申告後に「輸入申告変更事項呼出し (IDD)」業務で呼出した後に出力される出力情報コード

※2 「輸入申告変更事項登録 (IDA01)」業務で期限内訂正の事項登録を行うことで出力される出力情報コード

※3 「輸入申告変更事項登録 (IDA01)」業務で期限内訂正の事項登録を行った後、「通関士審査内容呼出し (CCB)」業務で呼出した後に出力される出力情報コード

画面

名称	出力情報コード	
	航空	海上
特例申告期限内訂正事項登録情報 (※1)	AAD6390	SAD6390
特例申告期限内訂正入力控情報 (※2)	AADFAB0 AADFBB0 AADFCB0	SADFAB0 SADFBB0 SADFCB0
通関士審査内容(特例申告期限内訂正)情報 (※3)	AADFAQ0 AADFBQ0 AADFCQ0	SADFAQ0 SADFBQ0 SADFCQ0

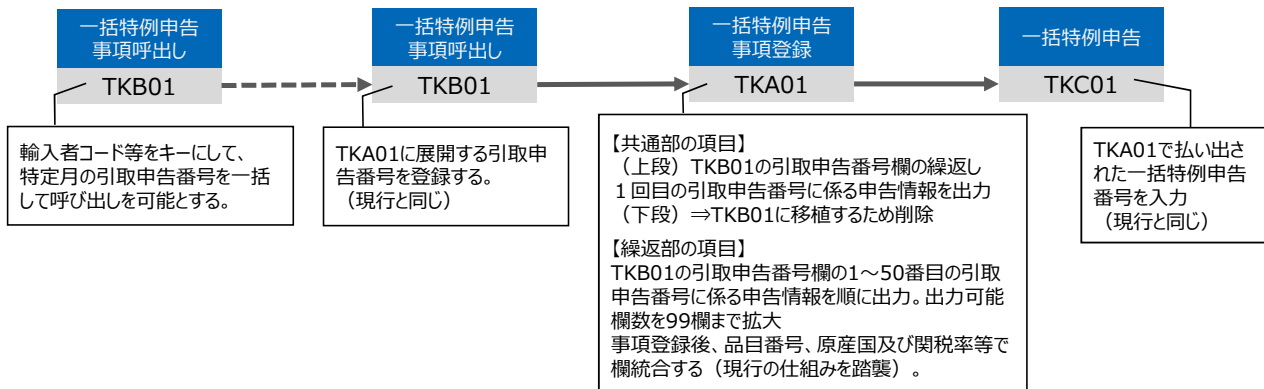
- ※1 特例申告後に「輸入申告変更事項呼出し (IDD)」業務で呼出した後に出力される出力情報コード
- ※2 「輸入申告変更事項登録 (IDA01)」業務で期限内訂正の事項登録を行うことで出力される出力情報コード
- ※3 「輸入申告変更事項登録 (IDA01)」業務で期限内訂正の事項登録を行った後、「通関士審査内容呼出し (CCB)」業務で呼出した後に出力される出力情報コード

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第19,24回WG	基本IV-4 基本IV-14	特例申告業務の改善 (4)
----	----------	-----------	-------------------	---------------

③一括特例申告の利便性向上

- 「一括特例申告事項呼出し (TKB01)」業務にて、輸入者コード等を入力することで、特定月の引取申告番号を一括して呼び出し可能とする。呼び出しを行える引取申告番号は、TKB01実施者が取り扱った引取申告分のみとし、他社取扱い分も呼び出したい場合は、TKB01の引取申告番号欄に該当の引取申告番号を入力する。なお、呼び出し時は、特例申告済及び一括特例申告済の引取申告番号を除外して呼び出せるようにする。
- 申告情報を「一括特例申告事項登録 (TKA01)」業務の繰返部にも出力可能とする。
- TKA01業務における繰返部の欄数を99欄まで拡大する。

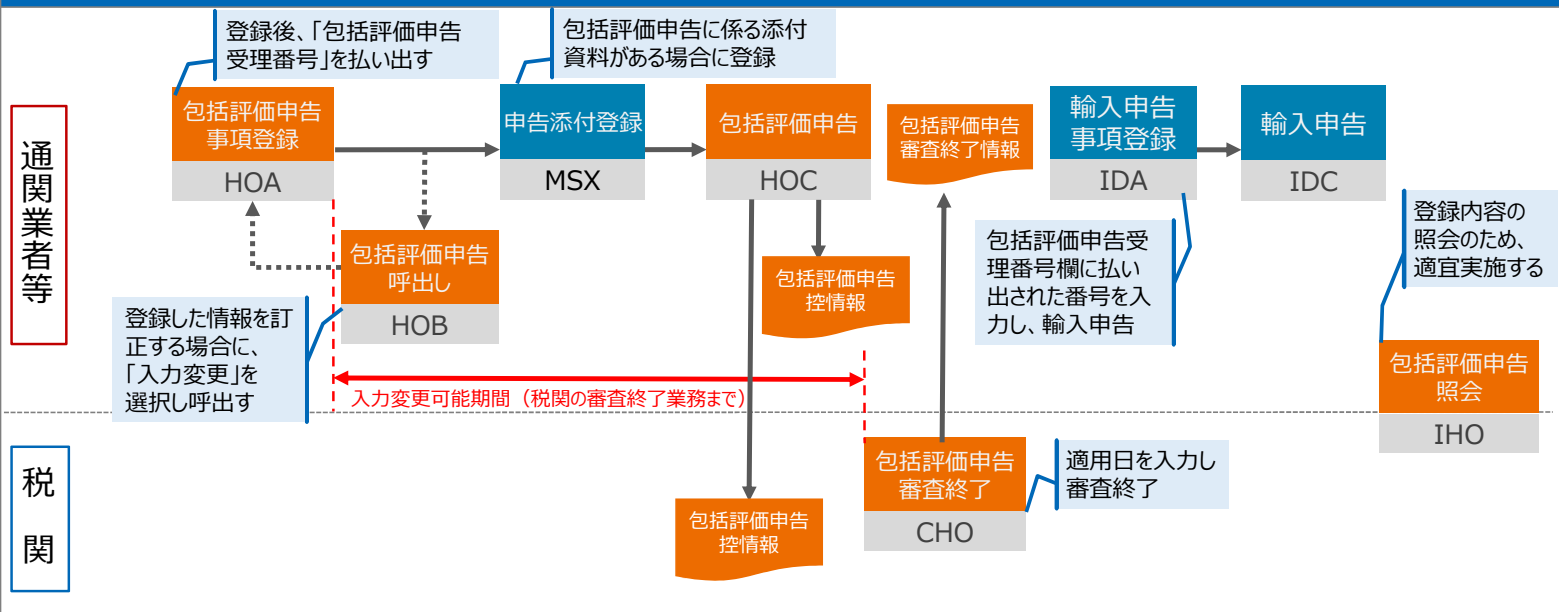


VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第19,24回WG	基本IV-4	包括評価申告の個別業務化(1)
----	----------	-----------	--------	-----------------

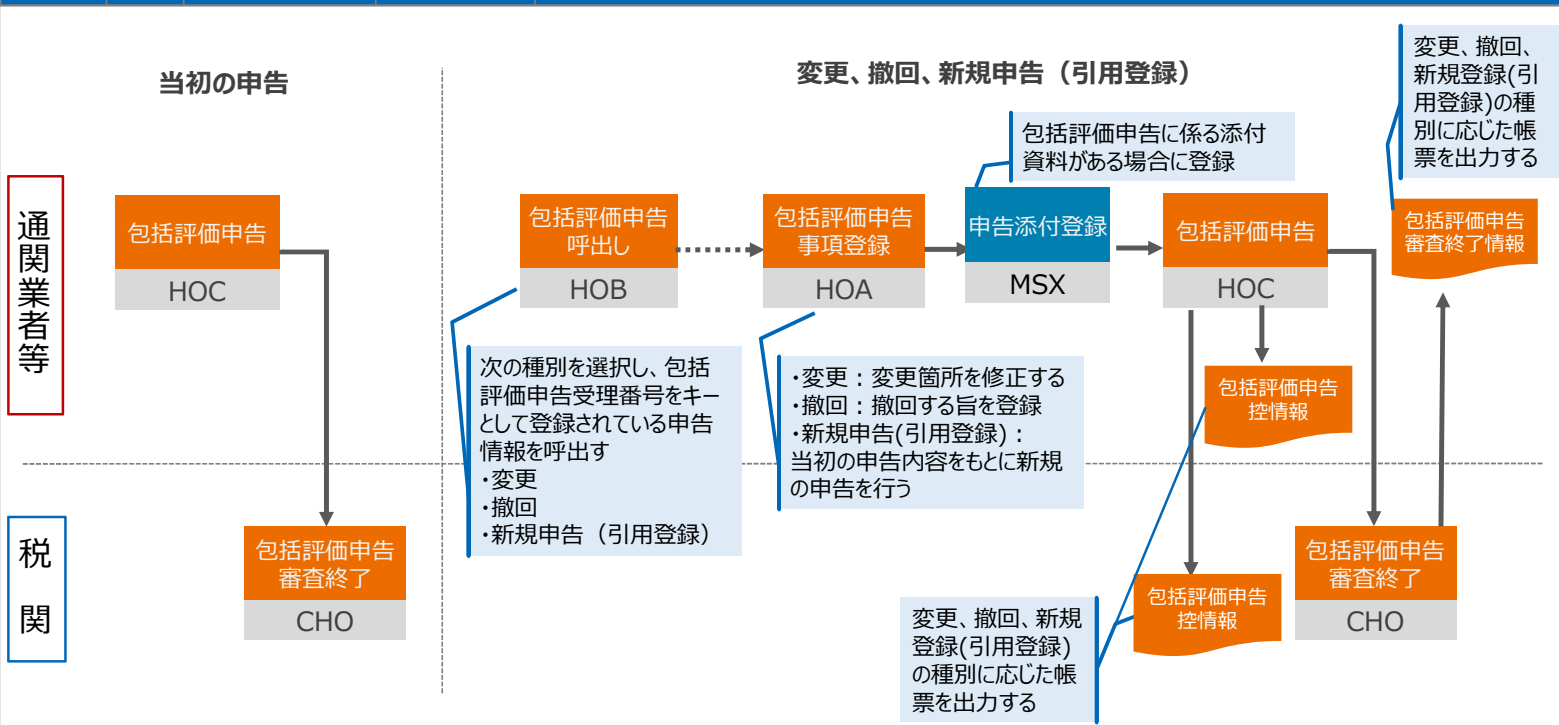
包括評価申告書について、個別業務を新設し、システムによる申告を可能とする。

詳細仕様検討結果



VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第19,24回WG	基本IV-4	包括評価申告の個別業務化(2)
----	----------	-----------	--------	-----------------



VIII 詳細仕様検討結果

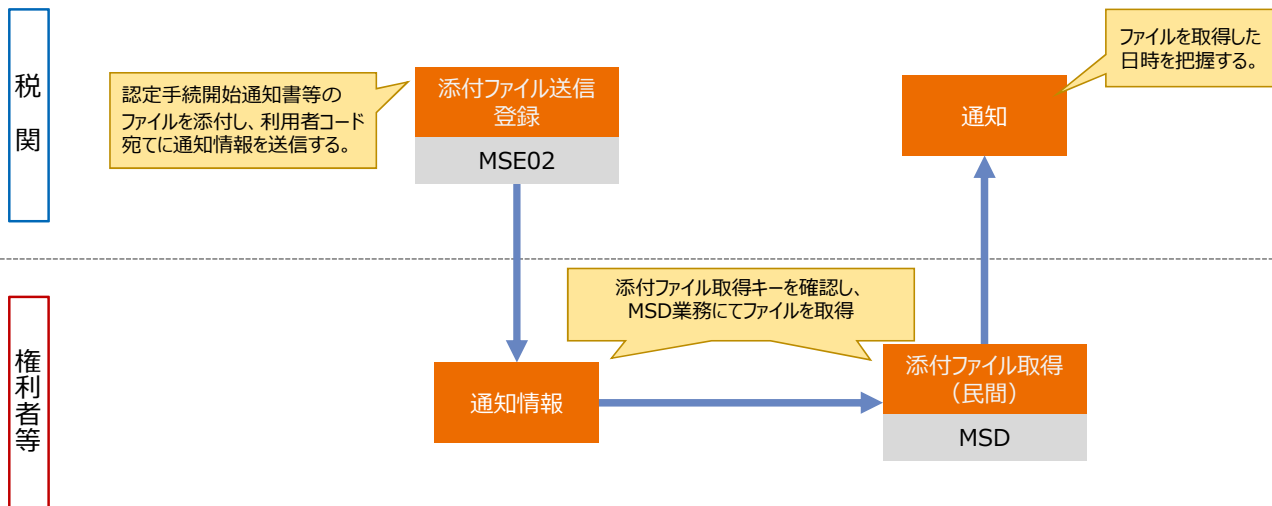
通関	航空 海上	第19,24回WG	基本IV-4	包括評価申告の個別業務化(3)
項番	業務名	業務コード	入力者	業務概要
1	包括評価申告 事項登録	HOA	通関業、輸出入者	- 包括評価申告書に係る内容を登録する - 登録後に「包括評価申告受理番号」が払い出される
2	包括評価申告	HOC	通関業、輸出入者	HOA業務で登録した情報を申告、変更、撤回する
3	包括評価申告 呼出し	HOB	通関業、輸出入者	- HOA業務で登録した情報を修正するため、事項登録情報を呼び出す - 登録済みの申告情報について、変更、撤回、申告情報を引用した新規申告を行うため、申告情報を呼び出す
4	包括評価申告 照会	IHO	税関、通関業、 輸出入者	- 情報を照会する（民間、税関双方利用可能） - 包括評価申告を実施した者の他に照会を可能とする者については、USS業務にて登録する
5	包括評価申告 審査終了	CHO	税関	申告者が登録した情報について、税関が審査終了する

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第18回WG	基本IV-14	知的財産関係手続に係る各種通知の電子化
現状、税関から権利者等に対し郵送している認定手続開始通知書等の知的財産関係手続通知書について、個別業務を新設し、電子的な送受信を可能とする。				

詳細仕様検討結果

税関から民間利用者に対し、知的財産関係手続ファイルの送受信を可能とする。



通関	航空	第16回WG	基本Ⅳ-14 基本Ⅳ-18	機用品蔵入等承認申請の改善
----	----	--------	------------------	---------------

機用品蔵入等承認申請事項登録(CTA)業務の入力項目「他法令」に「WA：ワシントン該当」の入力を可能としその際、帳票に原紙提出要を出力する。
機用品蔵入等承認申請照会(ICT)業務における出力項目に「審査検査区分識別」を追加し、通関関係書類の提出要否判定結果を照会可能とする。

詳細仕様検討結果

CTA業務画面(抜粋)

AWB番号 - B/L番号

無為替輸入承認

仕入書価格 -

運送先

記事

他法令

以下の業務における入力項目「他法令」にコード「WA」を入力可能とする。

- ・「機用品蔵入等承認申請事項登録（CTA）」業務
- ・「機用品蔵入等承認申請変更事項登録（CTA01）」業務

帳票に原紙提出要を出力する。

ICT業務照会結果画面(抜粋)

機用品購入専承認申請状況情報

ファイル(F) 表示(M)

共通部 総務部

申請番号 区分

登録年月日 / 部署場所

☐ 大課 / 少課 ☐ あて先官署 ☐ あて先部門

輸入者

台帳

出力項目に「審査検査区分識別」を追加

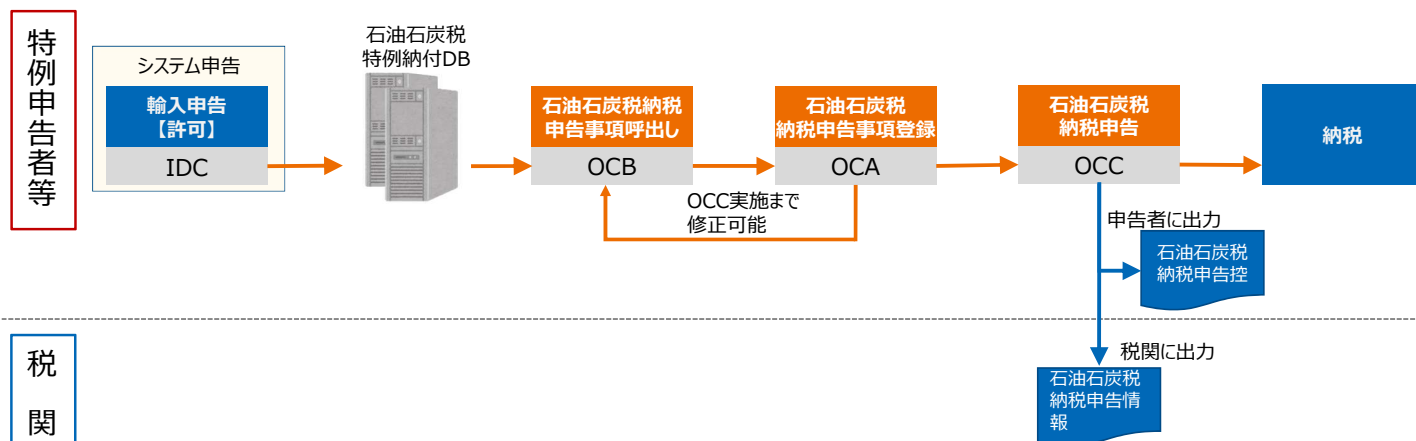
VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空海上	第19回WG	基本Ⅳ-14	石油石炭税法第15条に基づく特例納付のシステム化（1）
----	------	--------	--------	-----------------------------

マニュアルにて行っている石油石炭税法第15条に基づく納税申告について、システムでの申告及び納税を可能とすることにより、利便性の向上及び事務の効率化を図る。

詳細仕様検討結果

- ・ 輸入許可時に、納税申告に必要な課税標準等の項目を新規DB（石油石炭税特例納付DB。以下、「特例納付DB」という。）に登録する。
- ・ 特例申告者は特例納付DBから申告情報を呼び出し、納税申告に係る事項登録を可能とする（マニュアル申告については課税標準等の手入力が必要）。
- ・ 特例申告者だけでなく、通関業者による納税申告も可能とする。
- ・ 直納、マルチペイメント又はリアルタイム口座振替による納税を可能とする。



NACCS
Nissan Automated Carpool And Port Consolidated System

項番	業務名	業務コード	業務概要
1	石油石炭税納税申告事項登録	OCA	・OCB業務にて指定された申告情報を本画面に出力 ・必要に応じて記載内容を修正し、納税申告内容を登録
2	石油石炭税納税申告事項呼出し	OCB	・新規登録時は「輸入者コード」を送信し、OCA業務未実施の輸入申告番号を本画面に出力し、納税申告の対象となる申告番号を指定し、OCA業務を呼出し ・事項登録内容を訂正する場合は、「石油石炭税納税申告番号」を送信し、OCA業務を呼出し ・事項登録内容に輸入申告番号を追加・削除する場合は「輸入者コード」及び「石油石炭税納税申告番号」を送信し、OCA業務を呼出し
3	石油石炭税納税申告	OCC	・納税申告を実施 ・入力者に石油石炭税納税申告控を出力 ・税関に石油石炭税納税申告情報を出力
4	石油石炭税納税申告照会	IOD	・OCA業務で払い出された「石油石炭税納税申告番号」をもとに事項登録内容を出力

NACCS

一部の減免戻し税等明細書について、個別業務を新設しNACCSで提出可能とする。

通関業者等

減免戻し税等明細書登録 (GKA)

減免戻し税等明細書登録呼出し (GKB)

申告添付登録 (MSX)

輸入申告事項登録 (IDA)

輸入申告 (IDC)

減免戻し税等明細書照会 (IGK)

明細書情報

明細書情報

減免戻し税等明細書照会 (IGK)

輸入申告審査終了 (CEK)

管理資料の出力

貨物の使用場所を管轄する官署に出力する。

・項目については、各様式の項目、及び貨物の使用場所を管轄する官署欄を追加
・GKA業務登録後、「減免戻し税等明細書番号」を払い出す

添付 無 有

登録内容を訂正・取消する場合、「減免戻し税等明細書番号」を入力し情報を呼び出す。

明細書に係る添付資料がある場合に登録

輸入承認証番号等欄に「減免戻し税等明細書番号」を入力し、輸入申告

明細書情報

登録内容の照会のため、適宜実施する。

税関

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第18,24回WG	基本IV-14	減免戻し税等明細書提出のシステム化（2）
----	----------	-----------	---------	----------------------

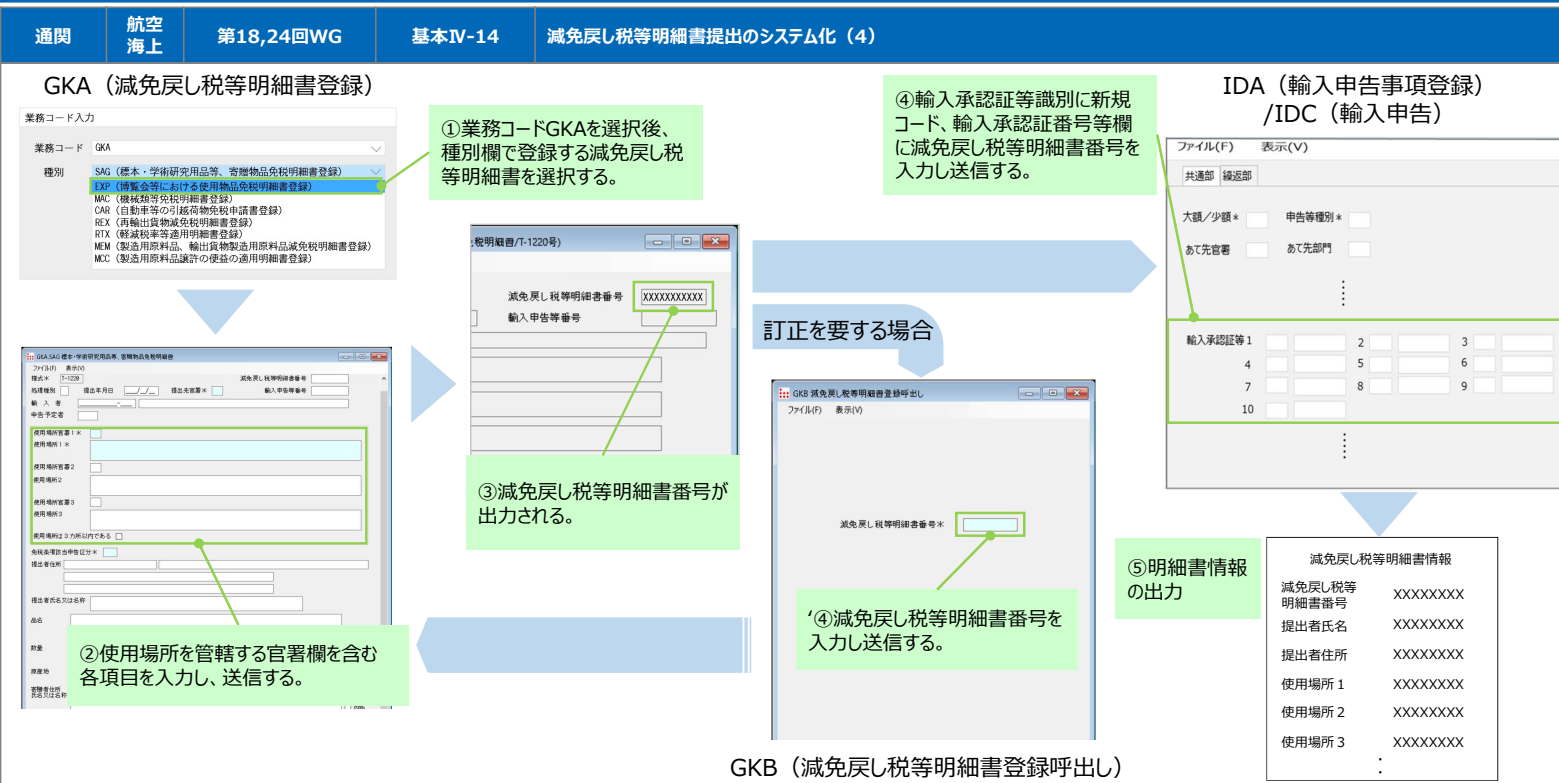
項番	業務名	業務コード	入力者	業務概要
1	減免戻し税等明細書登録	GKA	通関業、輸出入者	・減免戻し税等明細書に係る内容を登録 ・登録、訂正、取消しを可能とする ・登録後に「減免戻し税等明細書番号」が払い出される
2	減免戻し税等明細書登録呼出し	GKB	通関業、輸出入者	・入力者がGKA業務で登録した情報を訂正または取消しするために呼出しを行う業務 ・「減免戻し税等明細書番号」を入力し、登録された情報を呼び出す
3	減免戻し税等明細書照会	IGK	通関業、輸出入者、税関	・入力者が登録した情報を照会するために行う業務 ・「減免戻し税等明細書番号」を入力し、登録された情報を呼び出す

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第18,24回WG	基本IV-14	減免戻し税等明細書提出のシステム化（3）
----	----------	-----------	---------	----------------------

対象明細書	税関様式	種別コード	根拠法令
標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書	T-1220	SAG	関税定率法第15条
博覧会等における使用物品免税明細書	T-1240	EXP	
機械類等免税明細書	T-1270	MAC	関税定率法第15条 関税暫定措置法第4条
自動車等の引越荷物免税申請書	T-1280	CAR	関税定率法第15条
再輸出貨物減免税明細書	T-1340	REX	関税定率法第17条
軽減税率等適用明細書	T-1670	RTX	関税定率法第20条の2 関税暫定措置法第9条
製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書	T-1100	MEM	関税定率法第13条 関税定率法第19条
製造用原料品譲許の便益の適用明細書	P-1100	MCC	関税暫定措置法第9条の2

VIII 詳細仕様検討結果



VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第22,23回WG	基本IV-14	急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）（1）
----	----------	-----------	---------	-------------------------------------

改正された関税法施行令第59条に対応するため、輸入申告項目に「国内運送先」や「通販貨物に該当するか否か」等を追加する。

詳細仕様検討結果

関税法施行令 第五十九条(輸入申告の手続)：抜粋

一 貨物を輸入しようとする者の住所又は居所及び氏名又は名称

五 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項

イ その場所の所在地

ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称

六 貨物が、通信販売（商品を販売する者（以下この号及び次号において「販売者」という。）が、不特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格その他の条件（以下この号及び次号において「販売条件」という。）を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であつて、次に掲げるいずれかの方法により行われるものをいう。同号において同じ。）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別

イ 商品を購入する者（以下この号及び次号において「購入者」という。）が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約の申込みの意思表示を販売者に対して行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

ロ 販売者が、不特定かつ多数の者に当該販売条件による売買契約の申込みの意思表示を電気通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

七 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（電子計算機を用いた情報処理により構築され、事業者その他の者により単独で又は共同して提供される場であつて、当該場において、販売者が不特定かつ多数の者に商品に係る販売条件を提示し、かつ、購入者が販売者に対して売買契約の申込み又は承諾の意思表示を行うものをいう。）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称

<2023年5月12日公布>

VIII 詳細仕様検討結果

通関 航空 第22,23回WG 基本IV-14 急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）（2）

申告項目追加による変更対象業務（出力情報含む）

No.	業務コード	業務名
1	IDA	輸入申告事項登録
2	IDA01	輸入申告変更事項登録
3	IDB	輸入申告事項呼出し
4	IDD	輸入申告変更事項呼出し
5	IDC	輸入申告
6	IDE	輸入申告変更
7	MWA	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録
8	MWA01	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録
9	MWB	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項呼出し
10	MWD	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項呼出し
11	MWC	石油製品等移出（総保出）輸入申告

No.	業務コード	業務名
12	MWE	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更
13	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録
14	SWB	シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し
15	SWC	シングルウィンドウ輸入申告
16	MIC	輸入マニフェスト通関申告
17	MIE	輸入マニフェスト通関申告変更
18	MID	輸入マニフェスト通関申告呼出し
19	CCB	通関士審査内容呼出し
20	IID/IID0W	輸入申告等照会
21	SDC	海上簡易輸入申告【新規】
22	SDE	海上簡易輸入申告変更【新規】
23	SDD	海上簡易輸入申告呼出し【新規】

VIII 詳細仕様検討結果

通関 航空 第22,23回WG 基本IV-14 急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）（3）

国内運送先に関する追加項目概要①

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	入力内容	入力条件
①	運送場所識別	an	1	関税法施行令（以下、「施行令」という）59条 1 項 5 号柱書の条件に該当するか否かを入力する 《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称	・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められているものの、輸入者の住所と同じ場所であるため該当しない場合…「C」を入力 ・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められていないため該当しない場合…「N」を入力 ・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められているため該当する場合 【該当の運送先が 1 か所の場合】…「T」を入力 ⇒ 項番②～⑨の運送場所の所在地及び名称等を必須入力（一部任意入力） 【該当の運送先が 2 か所以上の場合】…「M」を入力 ⇒ 複数の運送先のうち 1 か所について、項番②～⑨の運送場所の所在地及び名称等を必須入力（一部任意入力）。その他の運送先については、「申告添付登録（MSX）」業務にて添付

VIII 詳細仕様検討結果

通関		航空 海上	第22,23回WG	基本IV-14	急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）（4）	
国内運送先に関する追加項目概要②						
【共通部】						
項番	項目名	属性	桁数	入力内容	入力条件	
②	運送場所の所在地（郵便番号）	an	7	施行令 59条 1 項 5 号柱書の条件に該当する場合に、同号イに規定されている、貨物が運送される場所の所在地を入力する 《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称	・項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、必須入力	
③	運送場所の所在地 1（都道府県）	an	15		※ 項番②「運送場所の所在地（郵便番号）」欄及び項番⑥「運送場所の所在地 4（ビル名ほか）」欄は任意入力（所在地 4（ビル名ほか）は、所在地 3（町域名・番地）までに入力されない場合に入力）	
④	運送場所の所在地 2（市区町村（行政区名））	an	35			
⑤	運送場所の所在地 3（町域名・番地）	an	35		・「M」を入力した場合、複数の運送先のうち主たる貨物の運送先 1 か所について入力し（項番⑦～⑨も同様）、他の運送先については、あらかじめ税関が指定したファイル形式・項目の並び順で所在地及び名称等の一覧を作成し、「申告添付登録（MSX）」業務にて添付	
⑥	運送場所の所在地 4（ビル名ほか）	an	70		・「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務及び「海上簡易輸入申告（SDC）」業務では、運送場所の所在地をまとめて入力できる欄（105桁）を設ける	

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第22,23回WG	基本IV-14	急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）（5）	
国内運送先に関する追加項目概要③					
【共通部】					
項番	項目名	属性	桁数	入力内容	入力条件
⑦	名称等識別	an	1	施行令 59条 1 項 5 号柱書の条件に該当する場合に、同号ロに規定されている、貨物が運送される場所の名称等を入力する 《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称	項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、以下のいずれかを必須入力 ・項番⑧「運送場所の名称等」欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合…「1」を入力 ・項番⑧「運送場所の名称等」欄に「貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合…「2」を入力
⑧	運送場所の名称等	an	70		項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、項番⑦「名称等識別」欄で選択した内容の名称等を必須入力
⑨	電話番号	an	11		項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、項番⑦「名称等識別」欄で選択した内容に係る電話番号を任意入力

通関	航空 海上	第22,23回WG	基本IV-14	急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）（6）
----	----------	-----------	---------	-------------------------------------

「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合の入力例

【共通部】

運送場所	①運送場所識別 ⇒「T」又は「M」を入力	②～⑥ 運送場所の所在地（郵便番号～所在地4） ⇒必須入力（一部任意入力）
	T	XXXXXX XXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
名称等	⑦名称等識別 ⇒「1」又は「2」を必須入力	⑧運送場所の名称等 ⇒必須入力
	1	AAA WAREHOUSE XXXXXXXX
		⑨電話番号 ⇒任意入力

- 運送場所識別欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所と異なる場所に運送される輸入申告貨物のうち主たる貨物の運送先1か所について入力する。その他の運送先については、運送場所の所在地及び名称等を一覧にしてMSX業務で添付する。
- MSX業務で添付するファイルは、あらかじめ税関が指定するファイル形式・項目の並び順で作成する。

通関	航空 海上	第22,23回WG	基本IV-14	急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）（7）
----	----------	-----------	---------	-------------------------------------

運送先条件の入力パターン

No	運送先の数(注)	運送場所	項番① 「運送場所識別」	項番②～⑨ 運送場所の所在地 及び名称等	MSX添付の有無
1	1カ所	輸入者住所とは異なる場合	T	入力必要	添付不要
2		輸入者住所と同じ場合	C	入力不要	添付不要
3	2カ所	運送先全てが輸入者住所とは異なる場合	M	入力必要	残り1カ所の運送場所の所在地及び名称等をMSX業務にて添付
4		運送先の1つが輸入者住所と同じ場合	T	入力必要	添付不要
5	3カ所以上	運送先が3カ所以上で、運送先全てが輸入者住所とは異なる場合	M	入力必要	残り2カ所以上の運送場所の所在地及び名称等をMSX業務にて添付
6		運送先が3カ所以上で、運送先の1つが輸入者住所と同じ場合	M	入力必要	残り2カ所以上のうち、輸入者住所と異なる運送先について、所在地及び名称等をMSX業務にて添付
7	定め無し	輸入許可後の運送先が定められていない場合	N	入力不可	添付不要

(注) 貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められている場合

VIII 詳細仕様検討結果

通関 航空 第22,23回WG 基本IV-14 急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）（8）

通販貨物等に関する追加項目概要①

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	入力内容	入力条件
⑩	通販貨物等識別	an	1	施行令 59条 1 項 6 号柱書の条件に該当するか否かを入力する 《施行令 59条 1 項 6 号》 貨物が、 <u>通信販売（中略）</u> により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別 イ、ロ（略）	施行令59条 1 項6号柱書の条件に該当する通販貨物である場合…「1」を入力 ⇒ 項番⑩「プラットフォーム等コード」欄を必須入力（「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合は、⑫「プラットフォーム名等」欄も必須入力） 施行令59条 1 項6号柱書の条件に該当しない貨物の場合は、以下のいずれかを入力 ・FS利用貨物である場合…「2」を入力 ・その他の貨物である場合…「3」を入力 ※ FS利用貨物…フルフィルメントサービス（ECプラットフォーム事業者等が海外の販売者等に対して提供する国内での倉庫保管、配送等を代行するサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物

VIII 詳細仕様検討結果

通関 航空 第22,23回WG 基本IV-14 急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）（9）

通販貨物等に関する追加項目概要②

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	入力内容	入力条件
⑪	プラットフォーム等コード	an	6	施行令 59条 1 項 6 号柱書の条件に該当する場合に、同項 7 号に規定されている、通信販売において利用されたプラットフォームの名称等を入力する 《施行令 59条 1 項 7 号》 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（中略）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称	項番⑩「通販貨物等識別」欄に「1」を入力した場合、必須入力（予め示すコード表にて入力を想定） ⇒ あらかじめシステムに登録されていた名称等が入力補完される（当該欄にバスケットコードを入力した場合を除く） （項番⑩「通販貨物等識別」欄に「2」を入力した場合は任意入力可、「3」を入力した場合は入力不可）
⑫	プラットフォーム名等	an	70		項番⑩「通販貨物等識別」欄に「1」又は「2」を入力した場合で、項番⑪「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合、必須入力（バスケットコードの入力がない場合、入力不可） （項番⑩「通販貨物等識別」欄に「3」を入力した場合は入力不可）

通関	航空海上	第22,23回WG	基本IV-14	急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）（10）
----	------	-----------	---------	--------------------------------------

入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）を用いた入力例～通販貨物に該当する場合

(共通部)

通販貨物等識別	1	⑩通販貨物等識別 ⇒「1」を入力
プラットフォーム等コード	XXXXXX	⑪プラットフォーム等コード ⇒必須入力
プラットフォーム名等		⑫プラットフォーム名等 ⇒「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合、必須入力（バスケットコードの入力がない場合、入力不可）

通関	航空海上	第22,23回WG	基本IV-14	急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）（11）
----	------	-----------	---------	--------------------------------------

変更後のレイアウトA帳票の出カイメージ（赤枠：追加項目の出力位置）

S***** 代表税番 XXXXX		申告種別 XXE X X [X]		区分 XXX E		あて先税関 XXXXXXXXXXE		部門 XE		申告年月日 yyyy/MM/dd		申告番号 XXX XXXX XX1E		1/2	
輸入者 住所		XXXXXXXXXX1-XXX-XXXXE XXXXXXE		申告条件 [X]		XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE XXXXXXXXXX1XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXE		申告予定年月日 yyyy/MM/dd		yyyy/MM/dd		本申告 [X]			
電話 税関事務管理人		XXXXXXXXXX1E XXXXXXXXXX1XXX-XXXXE		XXXX-XX-XXXXE		XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXX3XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE - XE		通関士コード XXXXE		検査立会者 XXXXE					
A W B 番号 A W B 番号		XXX-XXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXX-XXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE		蔵書税関 XXXXXXXXXXE - XE		税関 XXXXE XXXXXE		貨物個数 12, 345, 678 個							
積出地 積出地		XXXX XXXXXXXXX1XXXXXXE XXXX XXXXXXXXX1XXXXXXE		搬入予定 XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXE		最初搬入年月日 yyyy/MM/dd		貨物重量 1, 234, 567, 890 XXXE							
積載機名 入港年月日		XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE yyyy/MM/dd		貿易形態別符号 XXE		調査用符号 XXXXE									
運送場所 住所		XXXXXXE		XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE XXXXXXXXXX1XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE											
通販貨物等 プラットフォーム		XXXXXXE		XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE											
貿易管理 関税法70条関係許可承認		[X] 輸入承認 [X] XE XE XE XE				仕入書番号 仕入書(電子) 仕入書価格 運賃 通関 通関金額 評価 補正 事前教示(評価) B P R 合計 原産地証明 [X]		X - XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXXXE X - XXXE - XXXE - 123, 456, 789, 012, 345, 678 X - XXXE - 1, 234, 567, 890, 123, 456 X - 123, 456, 789, 012, 345, 678 - XXXXXXXX X - XXXXXXXXX1E XXXXXXXXX1E X - XXXE - 123, 456, 789, 012, 345, 678 - XXXXXXXXX1E 1 XXXXXXXX 2 XXXXXXXX 123, 456, 789, 012, 345, 678 - X 計算 [X]							
輸入承認証番号等 2 XXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE 4 XXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE 6 XXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE						戻税申告 [X]		内容点検結果 [X]							

「輸入許可通知-A」、「特例申告控-A」等の帳票
（「レイアウトA」）は、出力枚数を1枚に収める必要
があるため、下記の出力条件を追加する

追加となるレイアウトAの出力条件

B / L 番号の入力が繰返し2つ以下（海上のみ）

輸入承認証等識別の入力が繰返し6つ以下

包括評価申告受理番号の入力がない

「用語説明：レイアウトA…入力控、申告控、許可書の帳票レイアウトパターン、A、B、C、3種類のレイアウトがある」

VIII 詳細仕様検討結果

通関	海上	第20,22,23回WG	基本IV-14	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設（１）
電子商取引の拡大やコロナ禍を背景に、通販貨物を海上貨物として輸入することが増加しており、小口で迅速な通関が求められる貨物の性質等を踏まえ、簡易な輸入通関の制度を設ける。				

詳細仕様検討結果

制度概要

申告予定の税関官署に対して事前申出を行った者の輸入貨物であって、次に掲げる全ての条件に該当するものは、簡易な通関の利用を可能とする。

- (1) 海上貨物混載業者が扱う関税法施行令第59条第1項第6号柱書の貨物(通販貨物)であるもの
- (2) 最終荷受人ごとに輸入申告され、その申告貨物について関税法第14条第18号(課税価格が1万円以下の物品に対する無条件免税)の規定が適用されるもの
- (3) 消費税以外の内国消費税の課税対象とならないもの
- (4) 関税法第70条第1項又は第2項の規定による他法令の証明又は確認を要しないもの
- (5) 関税法第71条に規定する原産地を偽った表示等がなされていないもの
- (6) 輸入申告又は予備申告までに、事前の情報提供(※)ができるもの
- (7) NACCSにより申告されるもの

(※)簡易・迅速に通関手続を行うため、販売者(荷送人)、荷受人、貨物等に関する事項を申告前に提供いただくことを検討しています。

VIII 詳細仕様検討結果

通関	海上	第20,22,23回WG	基本IV-14	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設（２）
	業務名	業務コード	入力者	業務概要
1	海上簡易輸入申告	SDC	通関業	輸入混載貨物について、法令等で定められる要件を満たす場合に通常の輸入申告より申告項目等を限定した簡易的な申告を行う業務
2	海上簡易輸入申告呼出し	SDD	通関業	「海上簡易輸入申告(SDC)」業務または「海上簡易輸入申告変更(SDE)」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す業務
3	海上簡易輸入申告変更	SDE	通関業	「海上簡易輸入申告(SDC)」業務後または「海上簡易輸入申告変更(SDE)」業務後、輸入許可前に海上簡易輸入申告の内容変更を行う業務
4	混載貨物事前情報登録	SKA	通関業 保税蔵置場 NVOCC、海貨業	海上簡易輸入申告を行う場合において、申告に先立ち対象の混載輸入貨物を登録する業務
5	ハウスB/L貨物情報登録(多数件処理)	1NV	通関業 保税蔵置場 NVOCC、海貨業	・SKA業務(項番4)にて貨物情報を自動登録する旨の入力を行った場合に、SKA業務の実施を契機に自動起動し、登録された混載貨物の情報を基に「ハウスB/L貨物情報登録(NVC01)」業務相当の処理を行う機能 ・本機能により混載貨物の貨物情報が登録されるため、別途「ハウスB/L貨物情報登録(NVC01)」業務の実施は不要となる想定だが、件数に応じて当該貨物情報をマスターB/Lと紐づける後続作業(NVC01、NVC02、CTS)はこれまで通り必要

項番1及び4の業務実施可能者は、税関官署への事前申出とする想定

VIII 詳細仕様検討結果

通関	海上	第20,22,23回WG	基本IV-14	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設（3）
----	----	--------------	---------	------------------------------

SDC、SDE業務に係る出力帳票の変更概要

区分	出力帳票名	概要	出力先
新規	海上簡易輸入申告控情報	通常申告または本申告で、許可とならなかった場合に出力	入力者
新規	海上簡易輸入申告変更控情報	通常申告または本申告で、申告変更を行った場合に出力	入力者
新規	海上簡易輸入申告控(予備申告)情報	予備申告を行った場合に出力	入力者
新規	海上簡易輸入申告変更控(予備申告)情報	予備申告変更を行った場合に出力	入力者
新規	輸入許可通知(海上簡易)情報	許可となった場合に出力	入力者、輸入者
既存	許可・承認貨物(輸入)情報	許可となった場合に出力	通関蔵置場
既存	検査指定情報	検査指定された場合に出力	入力者、検査立会者、通関蔵置場
既存	検査取消票	検査指定が取消された場合に出力	申告者、検査立会者、通関蔵置場

海上簡易輸入申告に関する管理資料

以下の既存管理資料にて、海上簡易輸入申告に係る情報を収集対象とする。

業務コード	管理資料名
I51	輸入申告一覧データ
I52	輸入貨物許可承認等実績データ
I56	輸入申告審査区分別一覧表

VIII 詳細仕様検討結果

通関	海上	第20,22,23回WG	基本IV-14	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設（4）
----	----	--------------	---------	------------------------------

SKA業務および貨物情報登録業務に係る出力帳票の変更概要

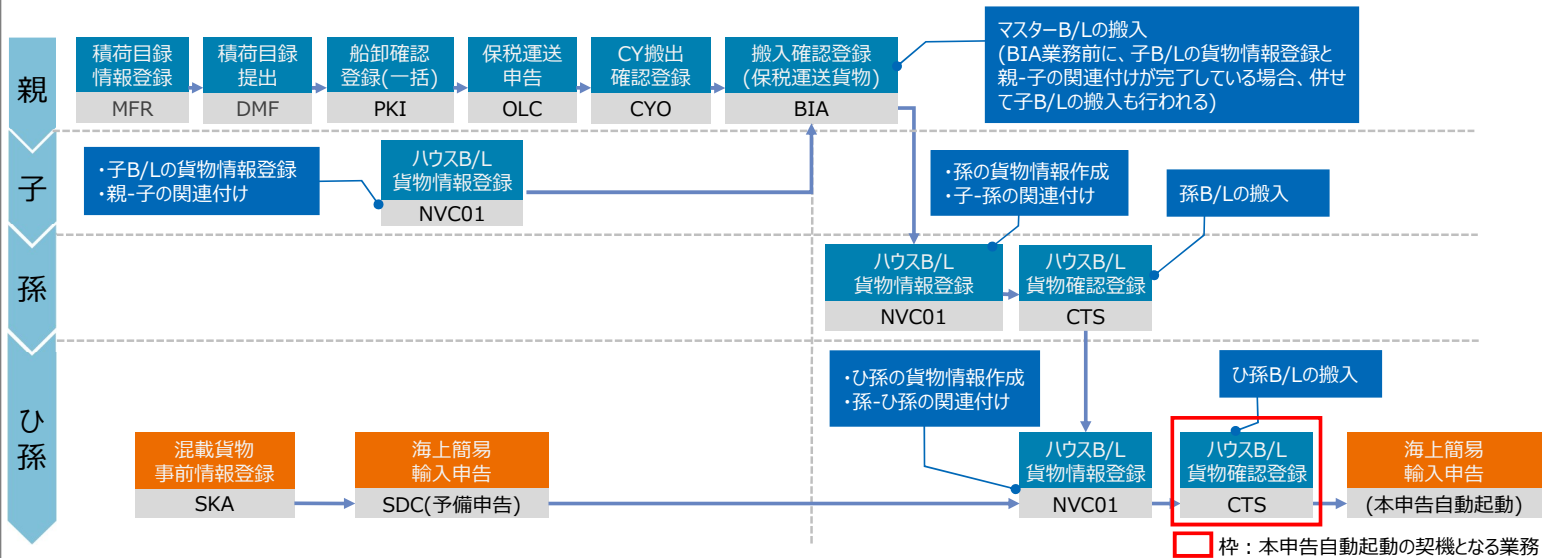
業務コード	区分	出力帳票名	概要	出力先
SKA	新規	事前情報登録完了通知	SKA業務の「通知先(申告予定者)」欄に入力がある場合に、SDC業務実施可能となった貨物の一覧を、SKA業務が送信された単位で出力する	SKA業務で入力された通知先(申告予定者)
1NV	既存	ハウスB／L貨物登録情報	NVC01業務にて出力している本帳票を、1NV業務で貨物が登録された場合にも出力する ※20件単位	入力者、混載仕分けを行う保税地域
1NV	新規	エラー通知情報(貨物情報自動登録)	重複等により登録エラーとなった情報を、SKA業務実施者に出力する ※エラーとなった貨物が1件も無い場合も、エラー無しの旨を出力する	入力者
NVC01 NVC02	既存	ハウスB／L貨物取消情報	現行では、NVC01業務またはNVC02業務を契機に出力する「ハウスB／L貨物取消情報」に、ハウスB／L番号が出力されない。 本改変にて、貨物情報の取消または関連付けの取消が行われたハウスB／L番号等の出力項目を追加する	入力者、混載仕分けを行う保税地域

VIII 詳細仕様検討結果

通関 海上 第20,22,23回WG 基本IV-14 海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設（5）

SDC業務における申告条件コードが「Z：予備申告（貨物搬入時本申告自動起動）」の場合

1件のマスターB/Lに関連付けるひ孫B/Lが9,801件を超え、「SKA」業務時に貨物情報の自動登録を選択しないパターンの場合
⇒子B/Lの搬入後に「NVC01」業務で孫B/Lを作成し、同時に子-孫の関連付けが可能。また、孫B/Lの搬入後に「NVC01」業務でひ孫B/Lを作成し、同時に孫-ひ孫の関連付けが可能。なお、本申告の自動起動は、ひ孫B/Lに係る「CTS」業務を契機に行われる。



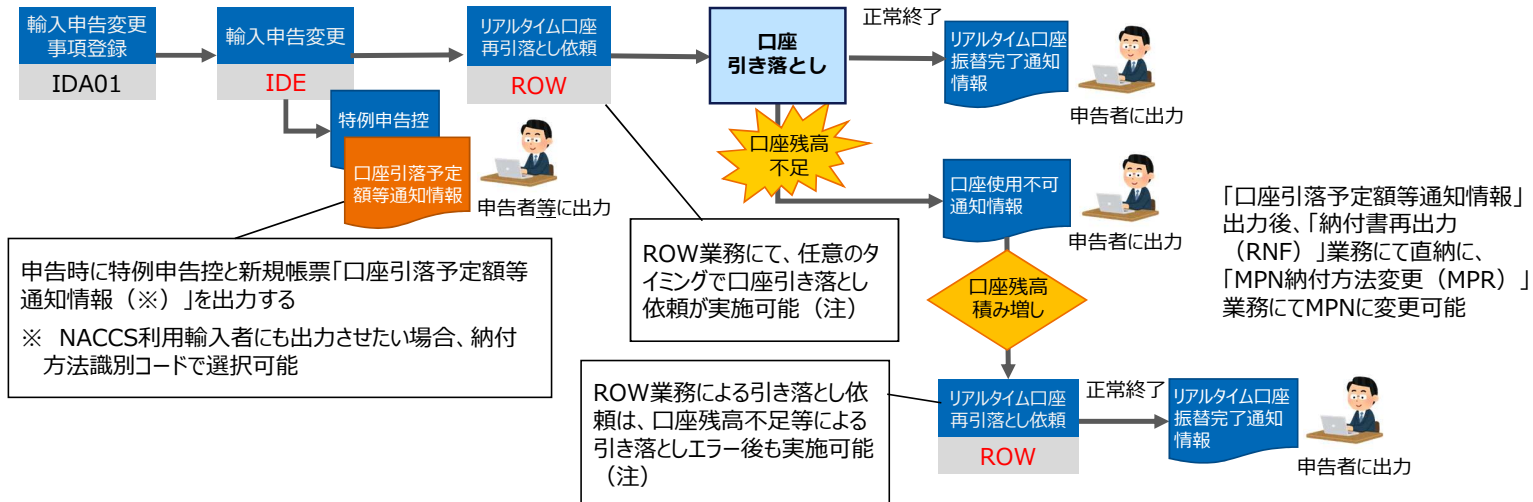
VIII 詳細仕様検討結果

通関 航空 海上 第24回WG 基本IV-14 リアルタイム口座振替方式に関する機能追加（特例申告対応）（1）

リアルタイム口座振替を利用した一括納付対象外の特例申告等（即納）において、口座引き落とし前に口座引き落とし予定額等を申告者等に通知し、任意のタイミングで手動にて口座引き落としを可能とする。

詳細仕様検討結果

特例申告（申告等種別コード：T）の場合



（注）納期限を超過してからROW業務を実施した場合、業務実施時に延滞税の計算を行い、延滞税額を含めて口座引き落としを行う。

VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第24回WG	基本IV-14	リアルタイム口座振替方式に関する機能追加（特例申告対応）（2）
----	----------	--------	---------	---------------------------------

IDA01業務の入力画面イメージ（IDA業務についても同様）

納付方法識別に新規コードを追加

F：リアルタイム口座（新規帳票「口座引落予定額等通知情報」申告者のみに通知）

T：リアルタイム口座（新規帳票「口座引落予定額等通知情報」を申告者及びNACCS利用輸入者に通知）

IID業務の出力画面イメージ

特例申告照会情報に「保留識別」欄を設け、口座引き落とし依頼が行われていない場合、新規コード「W」を出力する

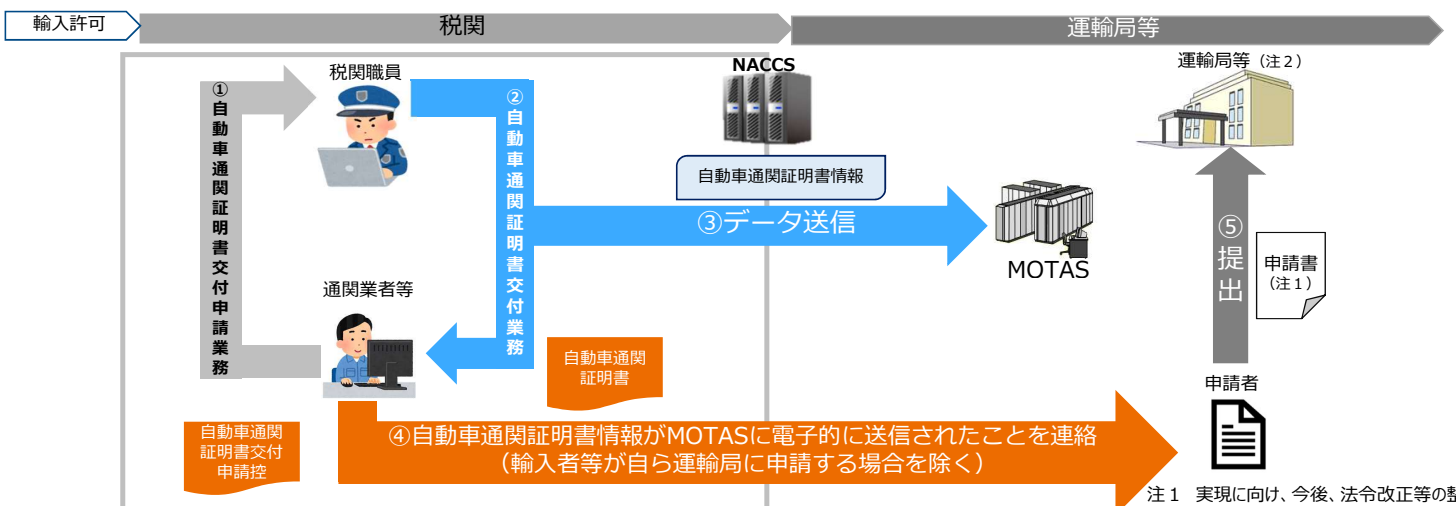
VIII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第22,24回WG	基本IV-14	自動車通関証明書のシステム化（1）
----	----------	-----------	---------	-------------------

自動車通関証明書を電子化し、国土交通省が所管するMOTASに連携する。

詳細仕様検討結果

- ・NACCSにて、通関業者等が自動車通関証明書交付申請業務を実施後、税関にて内容確認登録することで、交付申請者に「自動車通関証明書」（帳票）を出力する。証明書交付日の翌日にNACCSからMOTASに「自動車通関証明書情報」をデータ送信連携する。



【用語説明：MOTAS・・・国土交通省が運営を行う自動車の登録、検査記録を管理するシステム】

注1 実現に向け、今後、法令改正等の整備を検討。

注2 軽自動車に係る手続きについては、検討中。

VIII 詳細仕様検討結果

通関 航空 第22,24回WG 基本IV-14 自動車通関証明書のシステム化（2）

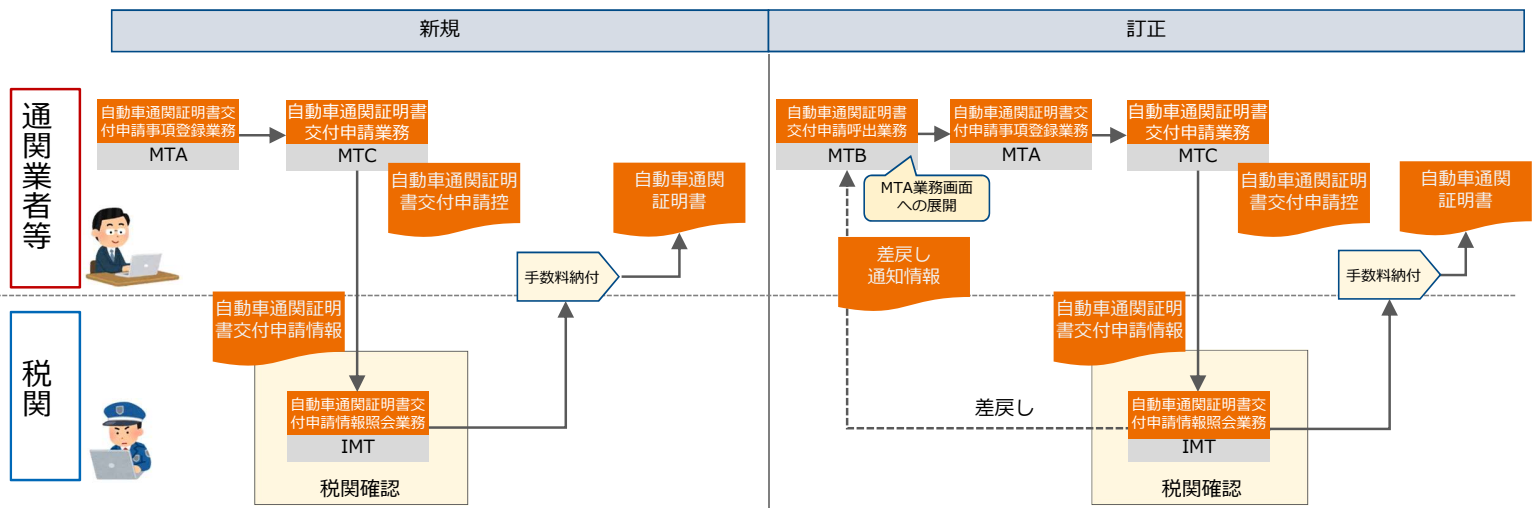
自動車通関証明書交付申請に係る手続の流れ

「新規」及び「訂正（※）」

- ① 自動車通関証明書交付申請事項登録（MTA）業務にて事項登録を行った後、自動車通関証明書交付申請（MTC）業務にて交付申請を行う。
- ② 税関は自動車通関証明書交付申請情報照会（IMT）業務にて申請内容を確認する（IMT業務はMTA業務実施者も利用可能）。

なお、税関確認にて差戻し登録された場合は、MTC業務実施者に差戻し通知情報を出力し、自動車通関証明書交付申請呼出（MTB）業務にて申請情報を呼出し、申請内容を訂正し再度申請を行う。

※「新規」、「再交付」及び「交付後訂正」における税関確認にて差戻しとなったものを含む



VIII 詳細仕様検討結果

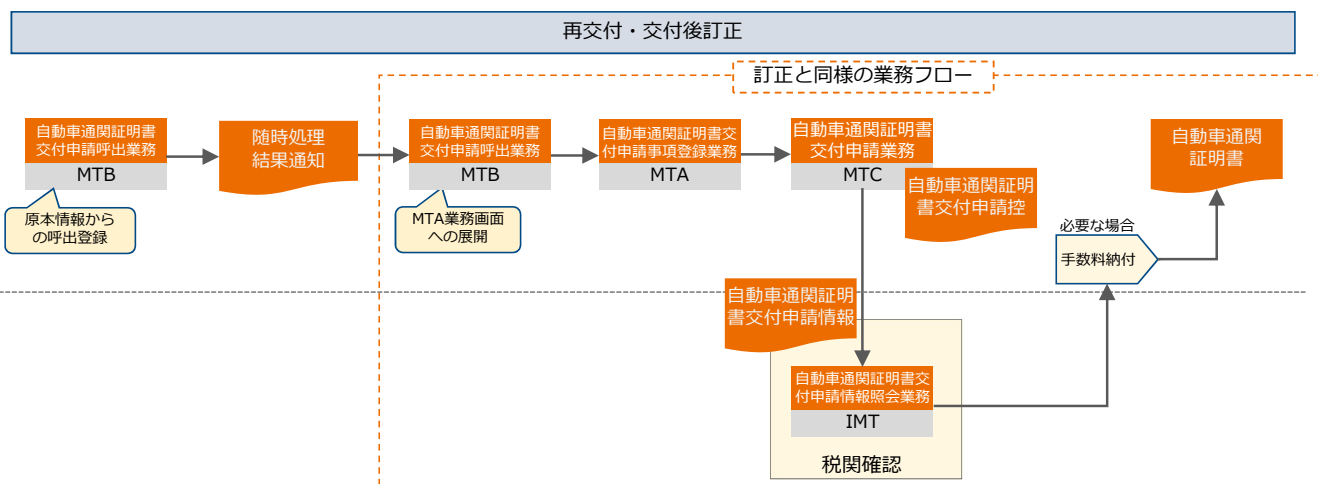
通関 航空 第22,24回WG 基本IV-14 自動車通関証明書のシステム化（3）

「再交付」及び「交付後訂正」

- ・当初交付日から起算して6日間（日曜祝日は含まない）は、オンライン上の自動車通関証明書情報から呼び出しが可能であり、「訂正」と同様の業務フローにて「再交付」または「交付後訂正」の申請を行う。

- ・当初交付日から起算して7日目以降は以下の手順によって原本情報から自動車通関証明書情報を呼び出す必要がある。

- ① 自動車通関証明書交付申請呼出（MTB）業務にて原本情報からの呼出登録を行い、随時処理結果通知の受信
- ② 自動車通関証明書交付申請呼出（MTB）業務にて自動車通関証明書情報を自動車通関証明書交付申請事項登録（MTA）業務画面に呼び出す。



通関	航空 海上	第22,24回WG	基本IV-14	自動車通関証明書のシステム化（4）
----	----------	-----------	---------	-------------------

自動車通関証明書交付申請に係る新規業務

項番	業務名	業務コード	入力者	業務概要
1	自動車通関証明書交付申請事項登録業務	MTA	通関業者、輸出入者	自動車通関証明書交付申請の事項登録を実施する業務。登録区分として、下記が実施可能。 ・新規 ・訂正(新規交付申請後に差戻しとなった場合) ・再交付 ・再交付の訂正（再交付申請後に差戻しとなった場合） ・交付後訂正 ・交付後訂正の訂正(交付後訂正申請後に差戻しとなった場合) 「自動車」又は「自動二輪」の自動車通関証明区分を選択する必要がある、「自動二輪」の場合は証明書の枚数区分※の入力が必要。 手数料の納付方法は「電子納付」「印紙」「現金」のいずれかを選択。手数料免除申請に関する事項登録も可能。 ※ 1 通の自動通関証明書に 1 台のみ表示（1 申請につき最大10台まで）、又は複数台を表示（1 申請につき最大30台まで）のいずれかを選択
2	自動車通関証明書交付申請呼出業務	MTB	通関業者、輸出入者	自動車通関証明書情報を呼び出す業務。入力した証明書申請番号が自動車通関証明書発行DBに存在しない場合、証明書発給番号及び証明書発給年月日により、原本情報（自動車通関証明書）から呼び出しを行う。
3	自動車通関証明書交付申請業務	MTC	通関業者、輸出入者	自動車通関証明書交付の申請を実施する業務。
4	自動車通関証明書交付申請情報照会業務	IMT	通関業者、輸出入者、税関	自動車通関証明書交付申請情報の照会を実施する業務。 MTA業務実施者および税関にて照会が可能。